

# 平成26年度次世代育成 支援行動計画の実施状況



	平成26年度の方角性	担当課	事業名等	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
1 地域における子育ての支援					
(1) 地域における子育て支援サービスの充実					
※計画策定時（平成21年度）において ●は実施中の事業、○は実施予定の事業					
乳幼児全戸訪問	生後4ヶ月を迎えるまでの乳児のいる家庭を訪問し、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図り、子育て中の母親の孤立を防ぎます。	健康増進課	●こんにちは赤ちゃん事業 ●新生児訪問	保健師による訪問 新生児訪問 延87件 未熟児訪問 延10件 乳児訪問 延86件 こんにちは赤ちゃん事業 130件	継続
養育支援訪問事業	乳幼児全戸訪問事業の実施結果や関係機関からの情報提供等により、養育支援が必要であると判断した家庭に対し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保します。	健康増進課	●乳幼児訪問	適宜実施	養育支援が必要と判断した場合、保健師のみならず関係機関と連携し定期的な訪問等を実施する。
子育て支援センター事業	育児不安に対する相談支援や子育てサークルへの支援等を行い、地域における子育て支援の核として、また交流の場として、子どもを安心して生み育てることのできる環境づくりの拠点になります。	生きがい対策課	—	2か所の子育て支援センターを設置し、親子教室や育児相談、講演会の開催などを開催。育児不安を抱える母親への相談支援や、親子の交流の場を提供。また、母子保健担当課が主催する健診後のフォロー教室への支援も実施。	新米親子が気軽に利用できるような環境づくりを図る。
(2) 保育サービスの充実					
サービス提供体制の整備	子どもの幸せを第一に考え、利用者の生活・働きやすさを十分に踏まえたサービスの提供を行います。また、今後の企業誘致などの将来展望を踏まえ、適正な保育所入所に努めます。	生きがい対策課	—	平成26年度は子ども・子育て新制度の施行に向け、阿久根市子ども・子育て支援事業計画を策定し、保育・教育が必要な未就学児の確保方策を決定し、平成27年度からは、認定子ども園2園について保育定員を90名、認可保育所について保育定員を10名増加したところである。26年度の在園児童数については、4月1日現在において、定員520人に対し、558人が在園していた。待機児童は無い。	子ども・子育て支援事業計画により、平成27年度からの5か年間について、確保方策を示したが、児童数の減少により、定員の変更も予想され、その調整として、みなみ保育園の定員の減少も考慮していく。
保育環境の整備	近年の社会的な不況の中で保育所入所希望者も増加傾向にあることから、老朽化した保育所の施設整備や地域ごとの保育ニーズの把握に努め、保育行政協議会等での十分な議論を踏まえ適切な定員管理を行っていきます。	生きがい対策課	○保育所の施設整備事業	平成26年度は、認定子ども園阿久根めぐみ園の建替事業（繰越事業）を実施した。	平成27年度は、認定子ども園あぐね園の保育所機能部の建替事業を予定している。

	平成26年度の方角性	担当課	事業名等	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
保育サービスの充実	核家族化や就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応した事業を推進します。また、休日や病時・病後時保育についての保護者ニーズに応えるため、休日保育や病時・病後時保育事業の導入について検討します。	生きがい対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>●延長保育事業</li> <li>●一時預かり事業</li> <li>●保育所体験事業</li> <li>●地域子育て支援センター事業</li> <li>○休日保育事業、病時・病後時保育事業の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内の保育所・認定こども園全てで実施した。(うち1園は自主事業で実施)</li> <li>●一時預かり事業 補助対象となる実施については、6か所で実施</li> <li>●補助事業としては、平成24年度で廃止したが、現在も各園で実施している。</li> <li>●子育て支援拠点事業として、みなみ保育園、みどりが丘保育園で実施</li> <li>○休日、病児・病後児保育事業の実施はないが、自主事業としての施設は1園ある。</li> </ul>	ニーズの高い病児・病後児保育については、5カ年のうちに実施ができるよう検討を進める。また、休日保育についても、子ども・子育て会議で審議し、実施に向けて検討を進める。
保育サービスに関する情報提供の充実	保育サービスの利用者による選択や子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心の確保の観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供に努めます。	生きがい対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市広報やホームページを利用した保育サービス情報の提供の推進</li> </ul>	平成26年度にホームページのリニューアルを行い、保育施設状況、保育促進事業等必要な情報について掲載した。また、平成27年度の保育所・認定こども園において説明会を実施した。	保育サービス利用希望者に対し、ホームページ等による情報提供及び担当窓口による情報提供の周知で充実していく。
保育サービスの向上	保育行政協議会における情報交換を積極的に行うことで連携の強化を図り、さらに、保育士を対象とした研修会等の実施に向けて検討を行います。	生きがい対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育行政協議会の開催 ⇒子ども・子育て会議への移行</li> </ul>	子ども・子育て会議保育部会へ移行	保育行政協議会について、子ども・子育て会議保育部会での協議内容と重複する部分については、全て保育部会へ移行する。
サービス評価システムの導入	平成27年度からの保育新制度に向けて、平成25年6月に「子ども・子育て会議条例」を制定。また、本市の保育方針等を協議するため、子ども・子育て会議において保育部会を設置し、今後の保育サービスの向上を図るため、子ども・子育て支援の審議機関として調査・検討を実施していきます。	生きがい対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども・子育て会議</li> <li>●子ども・子育て会議保育部会</li> </ul>	平成26年中は子ども・子育て会議及び子ども子育て会議保育部会を各3回ずつ、計6回開催し、平成27年度からの子ども・子育て支援事業計画及び新制度施行に伴う協議を実施した。	今後の計画の実施状況や見直し等を含め、今後についても適宜開催していく。
	保育サービスの質を担保する観点から、サービス評価等の仕組みの導入、実施等について、取組を進めます。	生きがい対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育サービス評価委員等の設置</li> </ul>	一部の保育園で自己評価を実施。	サービス評価の導入については、国も保育指針に示しており、自己評価及び第三者評価の導入について検討を進めたい。

	平成26年度の方角性	担当課	事業名等	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
(3) 子育て支援のネットワークづくり	きめ細やかな子育て支援サービス・保育サービスの質の向上を図る観点から、子育て支援センターを中心に、NPOや社会福祉協議会、母親クラブ、子育てサークル等子育て支援に携わる関係団体とのネットワーク化を図ります。	生きがい対策課	●子育て支援センター事業 ○子育てサークル活動事業の実	今年度立ち上がった鶴区の子育てサロンの職員が参加し支援を行った。また、毎月、各保育園、幼稚園に子育て支援情報誌を配布する際、情報交換を行った。また、おたけい子育てセンターとの協力体制のもと、いきいきサークルや人形劇、フリーマーケット、子育て講演会を実施した。	関係機関との更なる連携を図りながら、子育て支援サービスに利用を希望する家庭に対して的確な情報提供を行っていく。
子育て支援サービス等に関する情報提供の充実	子育て支援メニュやホームページ、子育て支援情報誌などを通じて、子育て支援サービスに関する積極的な情報提供につとめます。	生きがい対策課	○子育て情報誌の作成・配布	毎月子育て支援情報誌「あいこでしよ」を作成し各保育園等に配布するほかホームページにも掲載し各種子育て情報の提供に努めた。また、親子教室を利用する親子に対して、毎月情報チラシを作成し配布した。	スマートフォンなどを活用した情報配信を検討していく。
子育てに関する意識啓発	子育て支援センターや子育てサークル、母親クラブ等と連携し、子育てに興味のある住民を対象として子育てセミナーを実施し、地域全体で子育てへの理解・協力を促進します。	生きがい対策課	—	市民を対象とした子育て講演会をおりた保育園子育て支援センター主催で開催。参加者65名	地域ぐるみで子育てを支援していく機運の醸成を図るため、講演会などのイベントの開催を行う必要がある。
(4) 児童の健全育成	すべての子どもが放課後や週末等に、学習や体験活動、交流活動など、自主的に参加のできる地域の活動を充実させるとともに、自由に遊ぶことができるとともに、安全な居場所づくりを進めます。	生きがい対策課	●放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブを7小学校区8か所で実施。利用児童数300名。指導員の資質向上を図るための研修会も開催。	現在クラブを実施している施設の老朽化に伴い、学校の余裕教室の活用を検討していく必要がある。市街地地区の利用児童の増加と、周辺地域の利用児童の減少に対し、クラブの実施方法について検討を行う。
安心・安全な居場所づくり		生涯学習課	○放課後子ども教室の開設	平成22年度末で事業終了	
児童の健全育成	児童館、公民館、青少年教育施設、学校等の社会資源や主任児童委員、児童委員、子育てに関する活動を行うNPO、母親クラブなどの地域ボランティア団体、子ども育成会、自治会等を活用した児童の健全育成を図る取組を推進します。	生きがい対策課	○母親クラブへの運営補助の実施 ●海の子カーニバルの実施・小学生を対象にして「泳げない子どもの水泳教室」	活動しているクラブがないため補助実績なし。 7月21日「海の日」に第30回海の子カーニバルを開催。8年ぶりに大島から5色浜海岸までの遠泳が実現。参加者した子供は42名で全員完泳した。	児童の健全育成を図るため児童委員や地域のボランティア団体との連携を図る必要がある。 小学2年生から6年生を対象に「チャレンジアツプスイミング」により泳げない子供は泳げるように、泳げる子供は泳力向上させる目的に、参加者の確保に努める。
児童館の活用	子育て家庭が気軽に利用できる目田交流の場として、育児サークル等の活動を充実させるとともに、児童館を拠点とした中学生・高校生の活動の展開を図ります。	生きがい対策課	—	放課後児童クラブ事業を実施している。中高生の活動の展開には至っていない。	不登校や引きこもり等の児童生徒が増加傾向にあり、中高生の相談支援体制や居場所づくりを検討する必要がある。

	平成26年度の方角性	担当課	事業名等	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
青少年の健全育成	地域における青少年の活動拠点として、青少年教育施設を中心とした多様な体験活動の機会を提供等を行うとともに、各施設で実施する青少年向けイベントへの積極的な参加を促進します。	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>●華のぼんたん学寮の実施</li> <li>●ジュニアリーダー初級・中級研修会</li> <li>●ジュニアリーダー及び高校生クラブ交流大会</li> <li>●地区子ども会大会</li> <li>●青少年ふるさと美化活動</li> <li>●単位子ども会対抗球技大会</li> </ul>	<p>市子連主催により11月5日～8日の3泊4日で実施。参加者：市内小学生26名</p> <p>北薩地区合同で出水市青年の家で開催。6月14日～15日。参加者：市内中学生2名</p> <p>九州地区子ども会大会鹿児島大会が、8月9日～11日に予定されていたが、台風接近のため中止となった。大会の準備のための実行委員会が5回行われたが、ジュニアリーダークラブBAMBIからも、実行委員として11人参加した。</p> <p>北薩地区合同で育成指導者の研修も兼ねて、薩摩川内市で12月6日に開催した。</p> <p>参加者：市内子ども会会員30名</p> <p>夏季休業中に市内全域で、各単位子ども会ごとにも実施。延べ1,158人が参加。</p> <p>各単位子ども会ごとにも実施。球技大会以外の取組でも実施している子ども会も多数。</p>	<p>活動プログラム及び指導体制の見直し 学寮参加者の事業実施後の活動の場の充実</p> <p>幅広い参加者の確保</p> <p>ジュニアリーダークラブBAMBIの会員確保と研修及び活動内容の充実</p> <p>幅広い参加者の確保</p> <p>各単位子ども会での確実な実施への呼びかけ</p> <p>各単位子ども会活動の充実</p>
学校施設等の開放による児童の居場所づくり	学校開放等による小中学校のグラウンドの活用を進めるとともに、スポーツ少年団等の育成充実を図ることにより、児童の居場所の確保を図っていきます。	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校体育施設の開放の促進と利用者マナーの向上</li> </ul>	<p>学校体育施設の開放は市内の小中学校4校で実施。またマナーについては、小・中学校の教頭研修会、スポーツ少年団の指導者会で説明を行い、それぞれの学校でも学校開放運営委員会等で周知を行っている。</p>	<p>平成27年度から利用時間を延長した。使用時間の徹底と、より一層の利用者マナーの向上が課題</p>
主任児童委員又は児童委員の子育て家庭への支援	地域における児童の健全育成や虐待の防止などに関する子どもと子育て家庭への支援を、住民と主任児童委員及び児童委員が一体となって進めます。	生きがい対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政と主任児童委員との意見交換会</li> </ul>	<p>主任児童委員と家庭相談員の情報交換会を年4回開催。また、要保護児童対策地域協議会の代表委員として民生・児童委員の代表に入っていただくとともに、必要に応じてケース検討会議へ出席を依頼。</p>	<p>今後も情報交換を行い連携して子育て家庭の支援を行っていく。</p>
性の逸脱行動の問題点等に関する教育・啓発	性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進します。	健康増進課 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康教育のための出前講座</li> <li>●管理職研修会、養護教諭等研修会における指導</li> </ul>	<p>実施なし。</p> <p>・管理職研修会、養護教諭等研修会において指導・小・中学校で性に関する指導の実施</p>	<p>専門的知識が必要なため、実施は困難。実施する際は専門の講師の準備が必要。</p> <p>・小・中学校の発達段階に応じた指導の推進 ・PTAへの啓発と積極的な連携DVDの活用</p>

	平成26年度の方向性	事業名等	担当課	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
いじめや不登校など問題行動への対応	いじめや不登校など問題行動への対応 いじめや不登校、引きこもり、不登校などの問題行動に対して、地域や教師、P.T.A、行政等が連携して、地域社会全体で対処する体制づくりを行います。また、これらの問題に関する講演会の開催や啓発のための研修等に取り組みます。	●家庭相談員事業 ●スクールカウンセラー（S.C）・スクールソーシャルワーカー（S.SW）派遣事業 ●家庭相談員、S.C、S.SWとの連絡会 ●青少年輔導センター電話相談	生きがい対策課 学校教育課 生涯学習課	家庭相談員を2名で、来庁相談の外、巡回相談、相談相談に対応した。平成26年度の相談件数は延べ1,479件。また、相談支援体制の充実を図るため「子どもと家庭に関する専門相談所」をNPO法人に委託し月1回開設。平成26年度の相談実績は相談件数37件、ケース検討11件。 ●各学校へのS.C・S.SWの派遣による教育相談の実施 ●家庭相談員、S.C、S.SWとのケース検討会の開催 ●いじめ防止基本方針策定や条例の制定	研修会等への積極的な参加により、家庭相談員の資質の向上を図る。また、専門相談所の臨床心理士等とのケース検討を通して困難ケースへの支援の方法を検討する。 ・未然防止、早期発見、早期対応の徹底 ・S.C、S.SW、関係機関との積極的な連携 ・いじめ問題対策委員会等の開催 相談電話の周知と相談員の資質向上のための研修回答への参加
<b>(5) 子育て家庭の経済的支援</b>					
妊娠・出産期における経費の助成	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心・安全な妊娠・出産を確保するため妊婦健康診査に対して助成を行います。また、不妊に悩む夫婦に対して不妊治療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	●妊婦健康診査の支援 ●特定不妊治療費助成事業	健康増進課	妊婦健康診査 延1,674件 特定不妊治療費助成 10件 (新規4件)	県の不妊治療費助成事業と共に、市の特定不妊治療費助成事業の周知。 他市町の状況の確認必要。
乳幼児医療費助成事業	中学校修了前までの児童を対象に医療費を助成することにより子育て世帯の経済的負担を軽減し、児童の疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康の保持増進を図ります。	●子ども医療費助成事業 (平成24年度から対象を小学校就学前の乳幼児から中学校終了前児童までに拡大)	生きがい対策課	26年度については、42,219,830円を助成した。 内訳 未就学児 22,129,138円 小学生～中学生 20,090,702円	出水市・長島町が高校生卒業（18歳まで）を対象に医療費助成を拡大したことに伴い、出水地区内においては当市より医療費助成の対象が拡大された。 平成27年度からの子ども・子育て新制度施行に伴う保育料については、これまでどおりの基準とし、さらに保育短時間認定子どもについては、現行の保育料の約8割の基準とした。また、幼稚園に該当する保育料についても、国基準の半額以下とした。
保育料の負担軽減	子育て世帯の経済的負担を軽減するため保育料の負担の軽減を図ります。さらに多子世帯の第3子以降の保育料の助成を行います。	●多子世帯保育料軽減 ●平成22年度から保育料の軽減措置（半額程度）	生きがい対策課	多子世帯の保育料の軽減について、保育施設等の入所者のうち、第2子を半額、第3子以降を無料化している。保育料については、国の保育料の運営基準の約2分の1で実施中。	平成27年度から左記の事業については、生きがい対策課所管事業とする。
幼稚園の保育料等の負担軽減	私立幼稚園に通園する児童の保護者に対して、所得の状況に応じて保育料等の負担軽減を図ります。	●幼稚園就園奨励費補助事業 ●多子世帯保育料軽減	教育総務課	●幼稚園就園奨励費補助事業 17,569,600円 ●多子世帯保育料等軽減 4件 11,282円	平成27年度から左記の事業については、生きがい対策課所管事業とする。
児童手当の支給	中学校卒業までの児童のいる世帯に対して手当を支給し経済的負担の軽減を図ります。	●児童手当支給事業	生きがい対策課	第1子及び第2子の3歳以上中学校終了前児童については月額10,000円、3歳未満及び第3子以降の子どもについては月額15,000円を支給。さらに所得制限以上世帯の児童については、月額5,000円で支給。 平成26年度給付額は301,740,000円	国の児童手当等の給付事業に伴い、今後も継続していく。

平成26年度		平成26年度	事業名等	担当課	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成27年度以降の課題
かごしま子育て支援パスポート事業の推進	パスポートを提示した子育て家庭に対し、企業や店舗独自に割引や優待サービスなどを提供することにより、地域全体で子育てを支援する気運の醸成を図ります。	生きがい対策課	●かごしま子育てパスポート事業	生きがい対策課	平成26年度のパスポートの発行枚数は56枚。27年3月末までに累計269枚のパスポートを発行。市内の協賛店舗数は20店舗。	平成27年度以降の課題	今後ともパスポート所持者と協賛店の拡大を図り、地域全体で子育てを支援する気運を高めていくことが必要。平成27年度については、2事業所が新たに協賛店に申請された。	
	次世代を担う子どもたちの出生を祝福し、その健やかな成長を願うとともに、育児に必要な経費の経済的支援を行う。	生きがい対策課	●出生祝い商品券支給事業	生きがい対策課	平成26年度支給実績は、第1子59人、第2子35人、第3子以降の子33人の計127人、商品券支給総額682万円。	少子化対策と育児に係る経済的負担の軽減策として今後とも実施していく。		
<b>(6) ひとり親家庭等の自立支援の推進</b>								
福祉サービスの充実	ひとり親家庭が増加している中、ひとり親家庭に配慮したきめ細やかな子育て支援サービスの展開を図るとともに、保護者の自立に向けた生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策等について、地域のひとり親家庭の現状を把握しつつ、総合的な支援に取り組めます。	生きがい対策課	●児童扶養手当支給事業 ●ひとり親家庭医療費助成事業 ●母子世帯に対する保育料の軽減措置	生きがい対策課	●児童扶養手当支給事業 平成26年度実績は延べ3,288人に1億2842万1060円を支給（母238人、父32人） ●ひとり親家庭医療費助成事業 平成25年度実績は延べ5,459人に1241万3582円を助成した。 ●母子世帯に対する保育料軽減については、非課税世帯等低所得者層について実施中である。	今後とも事業実施を継続する。		
母子家庭の母親の就業促進	母子家庭等就業・自立支援事業や母子家庭自立支援給付金事業等の周知を図り、各種制度の活用指導を行い、母子家庭等の母の自立に向けた就業を支援します。	生きがい対策課	●母子家庭対策等総合支援事業	生きがい対策課	平成26年度の支給対象者は該当なし。また、ハローワーク職員とともに、ひとり親世帯の就労相談事業を実施。	ひとり親対象世帯について、現況届の際に自立支援事業、高等技能訓練促進事業及び自立支援給付金についての広報用チラシを配布。		
相談体制及び情報提供の充実	ひとり親家庭に対する、相談体制の充実を図るとともに、関係機関が取り組む支援施策に関する情報提供を行います。	生きがい対策課	●家庭相談事業 ●市広報やホームページ等での支援策の情報提供	生きがい対策課	家庭相談事業では、児童対策係の窓口と連携し、ひとり親家庭で悩みを抱えている保護者に対応。相談員2名体制で来庁相談のほか、電話相談や巡回相談を実施。	今後とも相談体制を充実し、ひとり親家庭の不安に向き合っていく。		
<b>(7) その他</b>								
世代間交流の推進	地域における子育て支援施策を実施するに当たって、子育て支援センター、各保育所・幼稚園において地域の高齢者等の参画による異世代交流を行います。	生きがい対策課	●高齢者と若い親子との共催による「生き生きサークル」の実施	生きがい対策課	高齢者と親子が触れ合う「生き生きサークル」や、地域住民のボランティアグループ「めだかの学校」と児童クラブとの交流会に参加。また、2月中旬から3月上旬にかけて、老人福祉センターで「第3回あくねのひなまつり」展を開催し、子どもから高齢者まで幅広く出展依頼し、延べ2,000人を迎える来館者があった。期間中さわやかクラブ主催の手作り教室を開催し児童と高齢者の交流も図った。	今後とも高齢者の生きがいづくりを視野に入れた交流活動を実施する必要がある。		
社会資源の活用	学校の余裕教室や公共施設の余裕空間、商店街の空き店舗等の活用による、各種子育て支援サービスの場を検討します。	生きがい対策課	●児童館の空き時間の利用 ●農村環境改善センター、各地域の公民館を利用した子育てサロンの開催	生きがい対策課	地区集会施設や農村環境改善センターで親子サークルを実施。今年度鳥地区に子育てサロンが誕生し支援を行った。	今後とも社会資源を有効に活用し、子育て支援サービスの充実を図っていく。		



	平成26年度の方角性	担当課	事業名等	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進					
(1) 子どもや母親の健康の確保	各種健康・指導の充実 各種健康診時や家庭訪問等を通じて、妊娠中期から幼児期における子どもと母親の健康の確保及び増進を図ります。また、各種健康診の受診率の向上を目指します。	健康増進課	●乳幼児健康診査 ●育児相談 ●家庭訪問 ●両親学級	3か月児・9～11か月児・1歳6か月児・3歳児健康診、6か月児・11か月児育児相談、2歳・2歳6か月児歯科健康診を実施。育児相談にて他機関との連携。	育児相談及び各種健康診の受診率の向上。保健指導及び健康診、スタッフの役割等の見直し。
乳幼児健康診等の機会における相談指導及び事故予防等の啓発の充実	育児に関する様々な不安や悩みを解消するため、各種健康診の場を活用した相談指導等の充実を図るとともに、子どもへの虐待の発生予防や障がいの早期発見に関する啓発を進めます。また、妊娠期から幼児期において継続した支援を行う体制づくりに取り組めます。	健康増進課	●こんにちは赤ちゃん訪問事業 ●乳幼児健康診査 ●育児相談 ●家庭訪問 ●両親学級	年間計画通り実施済み。 地区分担制にすることで、新生児期から一貫した継続支援を実施している。 また、子どもへの成長発達に不安のある親子及び育児不安のある家庭に対し、発達相談や巡回療育相談、親子教室等を案内し、子育て支援センターや療育施設と協力して支援している。	虐待の発生予防や障がいの早期発見のため、他機関との連携も含め健康診後のフォローの徹底。保健予防係でのケース検討及び学校教育課との検討会開催。
「いいお産」の適切な普及及び妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供	各種健康診等の場を通じて、誤飲、転落、転倒、やけどなど子どもへの事故予防のための啓発に取り組めます。 妊娠中は精神的にも不安定になることが多いことから、母親が安全で、安心して出産できるよう、両親学級や相談窓口の充実に取り組みするとともに、出産後の子育て支援サービス等の情報提供に努めます。	健康増進課	●乳幼児健康診査 ●育児相談 ●母子手帳交付事業 ●妊婦健康診査の支援 ●両親学級 ●こんにちは赤ちゃん訪問事業	健康診で、発達に合わせた事故の特徴、予防方法を、発達に合わせた保健指導及びチラシの配布を実施。 妊娠中に必ず1度は電話相談を実施（地区担当）。初産婦には特に両親学級の参加を呼びかけている。	継続実施 継続実施
(2) 食育の推進	食に関する学習の機会や情報提供の充実 正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着のため、食育に関する体験活動や子ども参加型の取組を促進するとともに、「食」に関する情報提供に努めます。また、食育基本法に基づき、学校給食における地場産物の活用や「食」に関する食育の推進を図ります。	健康増進課 学校給食センター 学校教育課	●乳幼児健康診、育児相談、家庭訪問、両親学級、親子教室等における助言・指導 ●食生活改善推進員による地区活動 ●栄養教諭による市内全小・中学校を対象とした「食育の指導」の実施 ●学校給食週間を中心として、「地域の特色を生かした献立」による学校給食を実施	健康診等で離乳食や歯磨き指導の時に併せて、正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着のため栄養士により栄養指導を実施。 【学校給食センター】 給食センターで、地元産のお米を使ったご飯の自家炊飯を行い米飯給食の提供ができた。 【学校教育課】 ・栄養教諭による市内全小・中学校を対象とした「食」に関する指導の実施	発達に合わせた分かりやすい資料や保健指導の実施。また、離乳食教室を実施予定。 【学校給食センター】 学校給食における衛生管理の徹底、地元農水産物の加工品を含めた安全・安心な食材の確保や食育など、心身ともにとくに元気に「阿久根っ子」の育成をめざす。 【学校教育課】 ・各学校の食育指導の全体計画の改善・充実 ・学校給食を活用した食に関する指導の充実 ・家庭と連携した食習慣の定着
	農政課	●地場産物の学校給食への推奨・地域の地場産物直売場の情報提供及び支援	これまで、市内の農家からキュウリやえのきだけ等を給食センターへ提供するために農家への声かけを行っていた。 ・防災無線及び広報（今月のこよん）による朝市等開催の情報発信（広報支援）	給食センターから地場産物の提供依頼があれば、市内の農家やJAなどと連携し推奨を図りたい。 ・防災無線及び広報（今月のこよん）による朝市等開催の情報発信（広報支援）	

	平成26年度の方角性	担当課	事業名等	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会及び情報の提供	近年の低出生体重児の増加等を踏まえ、妊娠中の母性の健康の確保を図る観点から、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めます。	健康増進課	●母子手帳交付事業 ●両親学級	母子手帳交付時に食に関するリーフレットを渡し指導、両親学級で栄養士による栄養指導を実施。	継続実施
規則正しい生活習慣の育成	食生活の乱れや「思春期やせ」が増加傾向にあることから、子どもの成長過程に合った望ましい食習慣の定着を地域全体で連携し、支援していきます。	健康増進課	●食生活改善推進員による小学生に対する食育教室 ●乳幼児健康審査	食生活改善推進員による小学生に対する食育教室（朝食づくり）を実施（尾崎小）。	食育教室開催が減少しているため、今後は回数を増やしていく。「思春期やせ」等の食習慣についての指導は、学校教育課等の協力が必要。
<b>(3) 思春期保健対策の充実</b>					
性や性感染症予防に関する知識の普及	10歳代の人工妊娠中絶の増加や、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性や性感染症予防、エイズ等に対する正しい知識の普及を図ります。	健康増進課 学校教育課	●管理職研修会 ●養護教諭等研修会に生ける指導 ●学校保健会の取組・実践	【学校教育課】 ●養護教諭研修会等における各学校の取組状況に関する情報交換 ●教育課程における「保健」「学級活動」等で発達段階に応じた指導を実施 ●学校保健会の開催	【学校教育課】 ●性に関する指導の系統的・計画的な指導の推進と小中学校の連携 ●学校保健会の充実
人材の育成及び相談体制の充実	喫煙や飲酒、薬物乱用等の防止に関する教育の充実を図るとともに、学校の養護教諭・学校に配置している相談員による相談、対応、支援の充実を図ります。また、学童期・思春期の心の問題に対応するため、教師等に対しての研修や心の問題に関する専門的人材の育成に努め、相談体制の充実に取り組みます。	学校教育課	●カウンセリング研修会 ●スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー派遣 ●管理職研修会、養護教諭等研修会における指導	●夏休業中にカウンセリング研修会を実施 ●学校へのS・C・S・S・Wの派遣 ●管理職研修会、養護教諭等研修会での指導	●カウンセリング研修会の開催(隔年実施) ●小学校教育段階での喫煙・禁酒、薬物乱用防止に関する指導の充実 ●専門家等の講師招聘による授業の充実
<b>(4) 小児科医の充実</b>					
医療情報の提供	初期救急についての普及啓発に取り組みるとともに救急対応が可能な医療機関等の情報提供を行います。	健康増進課 生きがいがいい対策課	●医師会との連携 ●休日・夜間の小児科当番医の広報・周知 ●小児救急電話相談の普及	【健康増進課】 市の広報と同時配布されている「毎月のごよん」で当番医周知。3か月児健診にて、小児救急電話相談のカード配布。	【健康増進課】 継続実施
小児救急医療体制の確保	県及び近隣の市町、関係機関との連携の下、小児救急医療体制の整備に積極的に取り組めます。	健康増進課	●保健所・医師会との連携	平成23年8月より出水総合医療センター野田診療所内に夜間一次救急診療所を設置。	全国的な医師不足、とりわけ小児科医不足により、小児救急医療体制も危機的状況であることから今後も更なる連携が必要。
<b>3 子ども自身の健やかな成長に資する教育環境の整備</b>					
<b>(1) 次代の親の育成</b>					
男女共同参画社会の推進	男女が協力して家庭を築き、子どもを生育てることについての教育・広報・啓発に努めます。各分野が連携して取り組みます。	企画調整課	●男女共同参画についての情報提供の充実及び理解を深める、広げるための広報・啓発の展開	働く女性の家において、男女共同参画に関するポスターやパンフレットを配布する等して広報活動に努めた。	家庭内においては、依然として性別役割分担意識が根強く残っていることから、引き続き男女共同参画推進に関する理解を促進すべく、広報・啓発活動の充実を図る。
		生涯学習課	●サンサンミセス大会の開催	市女性団体連絡会主催で、1月18日に開催。活動発表、講演を実施。参加者：234名	市女性団体連絡会の活動の充実と大会内容（発表団体、講演者）の検討

平成26年度の方角性		事業名等		平成26年度の取組状況		平成27年度以降の課題	
中・高校生におおける乳幼児と触れ合う機会の促進	中学生、高校生などが、子どもを生み育てていくことの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、保育所、幼稚園、児童館及び育児相談、親子教室の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を充実させます。	健康増進課 学校教育課 生きがい対策課	●家庭科、保健体育課、道徳の授業を通じた指導 ●保育所、幼稚園等における職場体験学習	未実施 ・家庭科や保健体育科、道徳の授業を通じた指導 ・保育所・幼稚園等での職場体験学習の実施	関係機関との連携が必要 ・小学校段階からのキャリア教育と関連させた機 会の設定 ・中学校での職場体験学習の充実		
					今後も受入予定。		
<b>(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備</b>							
学校教育の活性化	子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や学習支援員の配置による学校教育の活性化に取り組めます。	学校教育課	●学校教育支援教員配置事業 ●特別支援教育支援員配置事業	・中学校2校に学校教育支援教員を配置(英語 計2名) ・小・中学校に特別支援教育支援員を配置(8校 計11名)	・子どもの実態把握と個に応じた指導の充実 ・支援教員の増員や支援員の効果的な活用		
児童生徒の学力の向上	各種学力調査の結果から、一人ひとりの課題を把握し、解決のための取組を進めます。	学校教育課	●全国学力・学習状況調査、鹿児島県「基礎・基本」定着度調査、全国標準学力検査(NRT)の実施と分析 ●学校訪問等による校内研修の充実 ●研究指定による授業力の向上 ●小中高学力向上連絡会の充実	・鹿児島学習定着度調査、全国標準学力検査の実施と分析、活用 ・各学校の校内研修会等への指導主事派遣 ・各地区研究指定による授業力の向上(小学校2校) ・年4回、小・中・高校の授業を通じた学力向上連絡会を実施	・教員の指導力向上を図る校内研修の充実 ・校内研修会での指導助言の充実 ・各種検査の分析・活用による授業の充実 ・短期研修講座への積極的な応募 ・鹿児島WEBシステムを活用		
道徳教育及び体験活動の充実	豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制など、各学校の取組に対し、支援・指導を行います。また、道徳教育の充実を図るとともに、地域や学校などとの連携・協力により、体験学習を一層充実し、特色ある学校づくりを行います。	学校教育課 生涯学習課	●道徳指導法研修会 ●宿泊体験学習 ●華のぼんたん学寮 ●阿久根市未来をひらく「阿久根っ子」事業	【学校教育課】 ・道徳指導法研修会の実施 ・集団宿泊学習や勤労体験学習、ボランティア活動をひらく「阿久根っ子」事業を活用した特色ある教育活動の実施 ・道徳教育総合支援事業の推進「読み物資料阿久根市の道徳」の作成 【生涯学習課】 ・華のぼんたん学寮 市子連主催により11月20日～23日の3泊4日で実施。参加者：市内小中学生26名 ・あくねキッズスクエア 夏季休業中にカヌー教室と文化財ウォッチングを実施。参加者：市内小中学生34名(カヌー22名、文化財ウォッチング12名)	【学校教育課】 ・道徳的実践力の育成を図る道徳授業の充実 ・地域に根ざし、創意工夫による特色ある教育活動の充実 ・読み物資料「阿久根市の道徳」の活用		

	平成26年度の方角性	担当課	事業名等	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
問題行動や不登校に対する相談体制の強化	いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、相談体制の強化を図ります。	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スクールカウンセラー配置事業</li> <li>● スクールソーシャルワーカー派遣事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中学校4校にスクールカウンセラー（SC）を配置</li> <li>● 学校の要請によりスクールソーシャルワーカー（SSW）を派遣</li> <li>● ケース会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校と保護者、関係機関のより一層の連携</li> <li>● SC、SSWの効果的な活用</li> </ul>
関係機関によるネットワークの構築	いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、児童相談所、子育て支援センター、福祉事務所相談員、スクールソーシャルワーカーとの連携を密にし、情報の共有化に努めます。	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スクールカウンセラー配置事業</li> <li>● スクールソーシャルワーカー派遣事業</li> <li>● 生活指導研究協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中学校4校にスクールカウンセラーを配置</li> <li>● 学校の要請によりスクールソーシャルワーカーを派遣</li> <li>● ケース会議の開催</li> <li>● 年3回生活指導研究協議会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校と保護者、関係機関のより一層の連携</li> <li>● SC、SSWの効果的な活用</li> </ul>
スポーツ活動等の充実	子どもの体力の低下や生活習慣の乱れ、肥満の増加などが指摘されています。子ども達の運動への関心・意欲・態度や生活習慣を育てるため、体育の授業及び運動部活動を充実させるとともに、その指導に当たると、学校におけるスポーツ環境の充実に取り組みます。また、スポーツ少年団等の育成・充実を図るとともに、スポーツを楽しむ・親しむ環境づくりと指導者の養成・確保を積極的に支援します。	学校教育課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運動部活動外部指導者派遣事業の推進</li> <li>● 一校一運動の推進</li> <li>● スポーツ少年団の育成と活動の充実</li> <li>● スポーツ少年団の指導者育成と資質の向上</li> <li>● スポーツ少年団交歓大会への参加</li> <li>● 泳げない子ども水泳教室</li> <li>● 海の子カーニバル（遠泳）の計画と実施</li> <li>● 海洋性スポーツ指導者育成</li> <li>● 海洋性スポーツ体験学習、スポーツ教室</li> <li>● あくねボランタンドレース大会への参加</li> </ul>	<p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 全学校で児童生徒の実態把握のために、体力・運動能力調査を実施</li> <li>● 1校1運動の実践</li> <li>● 「チャレンジかごしま」への取組</li> <li>● 小学校水泳記録会と小学校陸上記録会の開催</li> </ul> <p>【生涯学習課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● スポーツ少年団は、22団体・383名の団員の加入があった。</li> <li>● スポーツ少年団育成と活動の充実及び指導者の育成と資質向上を目的に、指導者を年度初めに実施した。</li> <li>● 市スポーツ少年団交歓大会を5月24日（土）に開催し、阿久根大島渡船場の清掃作業を282名が参加して行った。県スポーツ少年団交歓大会にも各団から多くの参加者があった。</li> <li>● チャレンジアップスイミング（旧「泳げない子ども水泳教室」）を約2ヶ月間実施し、152名の参加があった。</li> <li>● 海の子カーニバルは、7月21日「海の日」に開催し、42名が参加者した。</li> <li>● 海洋性スポーツの指導者育成、体験学習等を実施した。</li> <li>● あくねボランタンドレース大会は、第31回として12月7日に開催し、前回より41人増の2,596名の参加申し込みがあった。</li> </ul>	<p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童生徒の体力・運動能力の二極化</li> <li>● 学校教育における運動の生活化と基礎体力の育成</li> </ul> <p>【生涯学習課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● スポーツ少年団団員の減少による団の特長と団員の確保</li> <li>● 鹿児島県が実施するスポーツ少年団指導者育成研修会及び市開催の指導者会への積極的な参加</li> <li>● 市及び県開催のスポーツ少年団交歓大会への団員・指導者の参加者増</li> <li>● チャレンジアップスイミング参加者の増と指導者の確保</li> <li>● 水の事故ゼロ運動</li> <li>● あくねボランタンドレース大会に2,500名以上の参加と大会ボランタニアの確保</li> </ul>
健康教育の推進	生涯にわたる心と体の健康づくりに必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進します。	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 養護教諭研修会における指導</li> <li>● 講師招へいによる健康教育の推進</li> <li>● 阿久根市学校保健研究協議会の活性化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 養護教諭等研修会における情報交換</li> <li>● 歯科衛生士等による歯科指導の実施</li> <li>● 学校保健会の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健や保健体育、学級活動等の授業における健康教育の充実</li> <li>● 児童保健委員会や学校保健委員会の充実</li> <li>● 「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進等、家庭と連携した基本的な生活習慣の育成</li> </ul>

	平成26年度の方向性	担当課	事業名等	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
地域に根ざした学校づくりの推進	学校評議員類似制度の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることや地域の実情に応じた通学区域の見直し等、地域に根ざした特色ある学校づくりに向けた支援・指導を行います。	学校教育課	●学校評議員類似制度の推進 ●学校関係評価の推進 ○学校運営協議会制度の導入に向けた研修 ○第三者評価の導入の検討	・全小・中学校で年3回の学校関係者評価委員会の実施 ・学校情報の積極的な広報・公開 ・未来をひらく「阿久根っ子」事業による特色ある教育活動の実践	・学校関係者評価委員会の充実と開かれた学校づくりの推進 ・地域に根ざし、創意工夫による特色ある学校づくりの推進
教職員の適切な配置	学校評価システムによる事業の評価を実施し、指導力の向上に努めます。また、指導が不適切な教員に対する人事管理を公正かつ適切に行い、教員一人ひとりの能力や実績等を適正に評価できる体制づくりを支援します。また、県教育委員会と連携し、指導力向上のための研修に取り組みます。	学校教育課	●教職員人事評価制度の充実 ●教育事務所合同訪問、教育委員会事務局事務高訪問等による指導 ●資質の向上を必要とする教員に対する人事管理システムの運用	・教職員人事評価制度の実施(自己申告・面談・業績等評価の実施) ・全小・中学校への学校訪問の実施による指導	・教員一人一人の指導力向上を図る校内研修の充実 ・教職員評価制度の充実(評価の蓄積) ・当初申告・中間申告・最終申告の面談の充実
学校施設の整備の促進	学区施設や備品等の整備充実を図り、安心安全な学習環境の中で子ども一人ひとりの特性に応じた教育環境の充実に努めます。今後も、安全で豊かな学校環境の中で、子どもへの健やかな成長が図られるよう、学校施設の整備に取り組むとともに、必要な助言・指導を行います。	教育総務課	●校舎等維持補修事業(基金事業) ●校舎等整備事業(臨時交付金事業) ●校舎等整備事業 ●パソコナ等整備事業	・校舎等維持補修工事(小学校10件、中学校1件) ・校舎等整備事業(臨時交付金事業:小学校4件、中学校4件) ・校舎等整備事業(工事:小学校8件、中学校3件、校長室空調機購入設置:小学校4校、中学校4校) ・管理備品及び教育振興費備品の整備	・築30年以上経過した校舎等の大規模改修工事を計画的に整備していく必要がある。 ・学校規模適正化について検討。 ・計画的な備品購入及び新学習要領等による教育振興備品購入。
学校を中心とした地域での見守り体制の整備	児童生徒が、安心して教育を受けることができよう、家庭や地域の関係機関・関係団体、学校などと連携しながら、地域全体で子どもたちの安全を見守る環境づくりを行います。	学校教育課	●スクールガードリーダー派遣事業の推進 ●交通安全マナーアップ委託事業の活用	・小学校に3名のスクールガードリーダーを配置し、登下校の安全指導を実施 ・中学校区ごとの交通安全マナーアップ指導員による交通指導見守り実施	・スクールガードリーダー派遣事業の充実 ・保護者・地域人材等による登下校の見守り体制の整備 ・通学路等の安全点検の充実
幼児教育の質的向上	子ども一人ひとりの個性を尊重し、生きる力を育成するため、幼稚園や保育所における幼児教育全体の質の向上に取り組みます。	学校教育課	○幼・保・小連携事業	【学校教育課】 ・幼保小連携の啓発	【学校教育課】 ・各小学校における幼保小連絡会の実施と研修の充実
幼児教育と小学校教育の円滑な接続	子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育から小学校教育の円滑な接続に取り組みます。	学校教育課	●幼稚園、保育園と小学校との入学連絡会の実施	【学校教育課】 ・特になし	【学校教育課】 ・各小学校における幼保小連絡会の実施と研修の充実
幼児教育の充実	各地域の特色を考慮した幼児教育の振興に関する政策プログラムの策定に努めます。	学校教育課	—	・特になし	—

	平成26年度の方向性	担当課	事業名等	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
(3) 家庭や地域の教育力の向上	身近な地域において、子育てに関する学習会や情報の提供、相談や専門的人材の養成などの家庭教育力の向上に関する支援を行います。	生きがい対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て支援センターと母親クラブ等との共催による講演会や研修会の実施</li> <li>●家庭相談員による相談支援</li> </ul>	<p>親子教室でフラワリアレンジメントや救命救急講座、歯磨き指導教室を実施。また、子育て支援センター主催の心理カウンセラーによる「子育て講演会」を開催し55名の参加があった。家庭相談員による来庁相談の外、相談者の家庭を巡回訪問した。さらに、臨床心理士等の専門専門相談所を設置し、困難事例に対応した。</p> <p>【家庭教育学級】 市内全小中学校で開設（13学級各学校年間8回以上講座を実施） 【子育て学習講座】 就学時検診時に、保護者を対象に実施。参加者：平成27年度新1年生の保護者149名 【市PTA連絡協議会】 研修会への参加や講演会等を実施</p>	<p>今後も専門的人材を活用しながら、家庭教育力の向上を図っていく。</p> <p>家庭教育学級の講座内容の充実（家庭教育の充実に資する内容についての実施回数の増加） 子育て学習講座は、就学時健診時に全校対象に1会場で実施予定 市P連の活動充実に向けた役員との連携の強化</p>
子どもの生き生きの醸成	子どもの問題を解決する力や他人を思いやる心、感動する心などの豊かな人間性を、たくましく生きるための健康や体力を備えたた生きる力を地域全体で育むため、各関係機関のネットワークの充実に取り組みます。	<p>生涯学習課</p> <p>学校教育課 生涯学習課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域と連携した学校行事の推進</li> <li>●地域人材バンクの整理と効果的活用</li> <li>●問題解決型学習の積極的推進</li> <li>●活用力指導法研修の充実</li> </ul>	<p>【学校教育課】 ・管理職研修会や校内研修における指導主事による授業改善への提案 【生涯学習課】 【地域人材バンクの整理と効果的活用】 地域ぐるみで学校を支援する「かこしま学校応援団事業」として、全小中学校で実施。人材リスト登録者数：226名、学校支援延人数：1,713名</p> <p>【学校教育課】 ・授業改善への更なる指導の徹底 【生涯学習課】 学校の支援ニーズに対応したボランティアの発掘（情報収集）とリストへの登録依頼 リスト登録者への積極的な支援依頼</p>	

	平成26年度の方向性	担当課	事業名等	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
<p>活力ある地域づくり</p>	<p>すべての子どもが学習や遊びを通して、確かな学力の向上、健やかな心身の育成を図ることができるよう、地域住民や関係機関等が協力し、地域の教育力の向上に取り組めます。また、生涯スポーツの実現のために、地域住民のだけれども、年齢、体力、技術レベルに応じて活動できる総合型地域スポーツクラブの設立を促進するとともに、子どもからお年寄りまで各世代がスポーツを楽しめる施設の整備充実を図り、小・中学校グラウンド、体育館等の活用を推進します。</p>	<p>学校教育課 生涯学習課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校評議員類似制度の推進</li> <li>● 水産教室（体験学習）</li> <li>● 魚食普及の啓発活動（料理教室）</li> <li>● スポーツ少年団の育成と活動の充実</li> <li>● スポーツ少年団の指導者育成と資質の向上</li> <li>● スポーツ少年団交歓大会への参加</li> <li>● 泳げない子ども水泳教室</li> <li>● 海の子カーニバル（遠泳）の計画と実施</li> <li>● 海洋性スポーツ指導者育成</li> <li>● 海洋性スポーツ体験学習、スポーツ教室</li> <li>● あくねねポintonダンス大会への参加</li> </ul>	<p>【学校教育課】 ・各学校における学校関係者評価委員会の実施 【生涯学習課】 ・スポーツ少年団は、22団体・383名の団員の加入があった。 ・スポーツ少年団育成と活動の充実及び指導者の育成と資質向上を目的に、指導者を年度初めに実施した。 ・（市）スポーツ少年団交歓大会を5月24日（土）に開催し、阿久根大島渡船場の清掃作業を282名が参加して行った。県スポーツ少年団交歓大会にも各団から多くの参加者があった。 ・チャレンジアップスイミング（旧「泳げない子ども水泳教室」）を約2ヶ月間実施し、152名の参加があった。 ・海の子カーニバルは、7月21日「海の日」に開催し、42名が参加者した。 ・海洋性スポーツ指導者育成、体験学習等を実施した。 ・あくねねポintonダンス大会は、第31回として12月7日に開催し、前回より41人増の2,596名の参加申し込みがあった。</p>	<p>【学校教育課】 ・学校関係者評価委員会の充実 （評価項目の見直し） 【生涯学習課】 ・スポーツ少年団団員の減少による団の持続と団員の確保。 ・鹿児島県が実施するスポーツ少年団指導者育成研修会及び市開催の指導者会への積極的な参加。 ・市及び県開催のスポーツ少年団交歓大会への団員・指導者の参加者増。 ・チャレンジアップスイミング参加者の増と指導者の確保。 ・水の事故ゼロ運動。 ・あくねねポintonダンス大会に2,500名以上の参加と大会ボランティアの確保。</p>
<p>教職員による地域活動の参加の促進</p>	<p>教職員の地域行事への積極的参加に向けた啓発を行います。</p>	<p>学校教育課</p>	<p>—</p>	<p>地域行事や市で取り組む「みどこい祭り」等への参加の呼び掛け</p>	<p>地域行事等への参加に向けた啓発</p>
<p>読書活動の推進</p>	<p>市立図書館を読書活動の拠点とし、本市子ども読書活動推進計画に基づいた読書活動の充実のための支援に努めるとともに、「子ども読書の日（4月23日）」や「子ども読書の日（毎月23日）」の周知や啓発を図りながら、読書グループの育成や親子読書会の支援を行います。さらに、乳幼児の健康診断時を利用したブックスタターの事業の充実を図ります。</p>	<p>生涯学習課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ブックスタター事業</li> <li>● 本に親しむ集い（図書館まつり）</li> <li>● ハンビ教室（読み聞かせ会）</li> <li>● 親子読書交流会</li> </ul>	<p>【生涯学習課】 ・市立図書館でのブックスタター事業の実施。 ・11月22日に本に親しむつどいを実施し、多読者表彰や読み聞かせ等を行った。来場者約200人 ・指定管理者制度を活用して図書館業務を委託し適正な管理に努めた。また、ハンビ教室を行い、親子読書交流会の場を提供し、市内の親子読書会への支援を図り交流を行った。</p>	<p>【生涯学習課】 引き続き指定管理者制度を継承しながら図書館業務を委託し、適正な管理運営を図るとともに読書活動グループの支援を行う。</p>

	平成26年度の方角性	担当課	事業名等	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	<p>地域における有害環境対策の促進</p> <p>学校、家庭、地域、関係団体が連携し、青少年の健全な育成を害すると思われる有害な環境の浄化に努めます。</p> <p>子どもの携帯電話やインターネットの利用の実態を把握し、問題点を明確にすることで適切な利用を促します。</p> <p>情報モラル教育の推進</p>	<p>生涯学習課</p> <p>学校教育課 生涯学習課</p> <p>学校教育課</p>	<p>●校外生活指導連絡会による街頭補導</p> <p>●管理職研修会、生活指導連絡協議会等における指導</p> <p>●情報モラル研修会への案内 ●社会科、総合的な学習の時間における情報モラルに関する指導 ●情報モラルに関する資料の提供</p>	<p>夏季、冬季休業中に街頭補導を実施。実施回数：14回、参加者数：74名 各単位PTAにおいても校区内を中心に街頭補導を実施。実施回数（14校合計）：105回、参加者数：468名 北薩地域振興局と合同で、県青少年保護育成条例に基づく有害図書・玩具等販売状況調査を2日に分けて実施。</p> <p>【生涯学習課】 市青少年問題協議会、家庭教育学級で携帯電話の適切な利用に関する資料提供、講話等を実施。</p> <p>●管理職研修会で情報モラルに関する指導を実施 ●学年の養護段階に応じた情報モラルに関する指導の実施 ●情報モラルに関する資料の提供</p>	<p>街頭補導における巡回指導場所の設定 危険箇所や生徒指導上問題となりうる場所（溜り場）等の情報収集</p> <p>【生涯学習課】 携帯電話利用に関する最新事情の情報収集 全学校家庭教育学級での講話の実施 青少年健全育成に関する会議や集会での研修機会の確保</p> <p>●情報モラルに関する授業の充実 ●携帯電話やスマートフォン、パソコン等情報機器のフィードバックに関する保護者への情報提供と助言、啓発</p>
4 子育てを支援する生活環境の整備					
(1) 良質な住宅の確保	<p>多様な住宅ニーズに対応し、子育て世帯を支援していく観点から、ファミリー向け賃貸住宅の供給にも、住宅の建替え等を支援していきます。</p> <p>子育て世帯の居住の安定確保を図るため、公営住宅の利用方法や住宅資金融資制度、建物の改修・改築への助成制度及び補助事業、民間賃貸住宅に関する情報提供を進めます。小さな子どもがいる世帯に対する公共賃貸住宅における入居資格の緩和や優先入居の実施等を検討します。</p>	<p>都市建設課</p> <p>都市建設課</p>	<p>●公営住宅長寿命化計画策定</p> <p>●寺山住宅建設事業</p>	<p>策定済み</p> <p>公営住宅建設事業の寺山住宅5号棟（18戸）が完成して、平成27年2月から入居済み。</p>	<p>平成23年度に策定した「阿久根市公営住宅等長寿命化計画」等に基づき、小規模な住宅を集約していく方針であるが、現在の生活スタイルに合った施設や設備の整備を推進しながら、既存の住宅については、個々の状況に応じた改善を図っていく予定である。</p> <p>子育て世帯の居住の安定確保を図るため、今後建設予定である寺山住宅（6・7号棟）において、子育て支援用住宅として建設を検討中である。</p>



平成一六年度の方角性	事業名等	担当課	平成一七年度以降の課題
<b>(2) 良好な居住環境の確保</b>			
安全・安心な居住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市営寺山住宅建設事業（平成二四年度から）</li> </ul>	都市建設課	<p>公営住宅建設事業に取り組み、寺山住宅（五号棟）建設が完了した。</p>
良好な住宅街地の整備	—	都市建設課	<p>未処分市有地の売却を進めており、子育て世代1世帯が購入され、住宅建設の実績があった。</p>
シックハウス対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●換気設備の設置及び有害物質の使用制限</li> </ul>	都市建設課	<p>寺山住宅建設工事で住宅には換気設備が必要な施設となり、二四時間換気設備を取り付け、シックハウス対策では、内装材等は4スター材を使用した。</p>
<b>(3) 安全な道路交通環境の整備</b>			
子どもに配慮した公共施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会資本整備総合交付金事業（橋之浦線道路改良工事）</li> </ul>	都市建設課	<p>子供や高齢者、障がい者等の移動の円滑化を図るため、舗装の老朽化の著しい路線の表面の舗装打ち替え等を行った。</p>
安心・安全な居場所づくり歩行空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会資本整備総合交付金事業（中央線多田道路改良工事・中央線大川道路改良工事）</li> <li>●街路灯等の設置</li> </ul>	都市建設課	<p>通学路等における安全・安心な歩行空間の確保を図るため、歩道の設置、区画線の設置、カララ舗装、転落防護柵設置を行った。また、中央線大川道路改良工事においては、改良工事の促進と事業用地の購入及び建物補償等を行った。平成二六年度は、市街地の回遊性を確保に基づいて、都市計画街路大丸阿久根港線や橋ノ本阿久根港線、琴平港橋線の3路線歩道の分離を行った。また、市街地の飲食店街や幹線道路において、歩車道境界プロックやカララ舗装等により分離を行った。</p>
<b>(4) 安心して外出できる環境の整備</b>			
公共施設等のバリアフリー化の促進	—	都市建設課	<p>今後、中央公園の遊具改築をはじめ、公園施設の整備及び改築・更新・修繕を行う際は、移動円滑化条例に基づいて実施する予定である。</p>
心のバリアフリーの推進	—	生きがい対策課	<p>小さい子どもを連れてきた母親に限らず、お年寄りや障がいのある人に対して、地域で気軽に支援の手を差し伸べられるような気運の醸成をはかる必要がある。</p>

	平成26年度の方角性	担当課	事業名等	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
<p>公共施設等における子育て世帯にやさしいトイレ等の整備</p>	<p>公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーカーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備等に取り組みます。</p>	<p>生きがい対策課 都市建設課</p>	<p>—</p>	<p>塩鶴・塩浜公園の多目的トイレ新築は、地区の代表者と打ち合わせの上、障害者対応の多目的トイレを設置した。事業費の関係から小規模な施設にベビーベッド等の施設は整備できなかつた。総合公園である番所丘公園をはじめ多くの利用者が見込まれる施設は、子育て世代が安心して利用できるトイレの整備に取り組みが必要がある。</p>	<p>利用者が多く見込まれる総合公園等のトイレ等は、子育て世代にやさしいトイレ等の整備を行っていく。</p>
<p>子育てバリアフリーに関する情報提供</p>	<p>各種のバリアフリー施設の整備状況など、子育てに関するバリアフリー情報の提供に取り組みます。</p>	<p>生きがい対策課</p>	<p>—</p>	<p>取組なし</p>	<p>今後子育て支援情報誌等で施設の整備状況等の情報提供を行っていく。</p>
<p>(5) 安全・安心まちづくりの推進等</p>					
<p>犯罪等の防止に配慮した環境づくり</p>	<p>子どもが犯罪等の被害に遭わないまちづくりを旨とし、道路、公園等の公共施設や居住の構造、設備、配置等について、犯罪等の防止に配慮した環境設計に取り組みとともに、住民一人ひとりの防犯に対する意識の啓発に取り組みます。また、侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性の高いドア、窓、シャッター等の建設部品や優良防犯機器の普及促進を図ります。</p>	<p>総務課 都市建設課</p>	<p>●街路灯の設置（交通安全施設整備事業） ●通行の安全と道路周辺の環境の改善を図るため、市道の法面等の草木を伐採（道路伐開事業）</p>	<p>【総務課】 防犯組合連絡協議会へ負担金を行い、その負担金を使い、市内各自治会における防犯灯設置補助を行った。 【都市建設課】 市道における通行の安全を図るため、繁茂した法面の立竹木や草木を、委託及び道路維持作業員等により伐採を行い、道路の死角防止等に努めた。 塩鶴・塩浜公園の多目的トイレは、利用者の緊急時や犯罪等に備えて防犯ブザー及び警報灯を設置した。</p>	<p>【総務課】 市内防犯組合などの関係団体や地域と連携をして、今後も取組みが必要である。 【都市建設課】 夜間における歩行者の通行の安全を確保するため、特に交差点部等においては照明の確保を行う必要がある。 市道において、繁茂した草木により死角ができやすいよう定期的な調査を行う必要がある。また、年間に定期的な伐採を必要とする箇所においてはメンテナンスフリース等による処置を検討する必要がある。 公共施設への防犯ブザーや警報灯の設置については、地域住民や警察・消防署等と十分協議を行い、通報について、地域住民の協力を警備会社等への連携の必要性を精査の上、実施していく必要がある。</p>
<p>5 職業生活と家庭生活との両立の推進</p>					
<p>(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し</p>					
<p>仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発の促進</p>	<p>女性の再就職支援セミナー、子育てママのリフレッシュ講座などの充実を努め、女性支援に取り組みます。また、企業やそこに働いている個人々々の意識の把握に努め、仕事と生活時間のバランスのとれた社会の実現に関する意識の醸成に一層取り組みます。さらに、子育て中の母親のためのリフレッシュ講座や男性の料理教室などを実施し、男性の家庭参画を図るとともに、保育園・幼稚園児が各企業を訪問する取組を子育て支援センターと連携して実施していきます。</p>	<p>企画調整課 生きがい対策課</p>	<p>●働く女性の家の講座の充実 ●21世紀職業財団との連携</p>	<p>【企画調整課】 主催講座として、前後期それぞれ10講座を開催し、受講者は288人（延べ人数1,046人）であった。</p>	<p>【企画調整課】 働く女性の家の利用者は減少しており、中でも子育て世代の利用が少なかったため、当該世代を対象とした講座を充実させる。 主催講座から育成グループへの継続利用の促進に努める。 乳幼児や小学校低学年の児童の母親が受講しづらい状態がある。</p>

平成26年度の方角性		担当課	事業名等	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
一般事業主行動計画の策定に向けた支援	雇用する労働者が301人以上（平成23年4月1日以降は101人以上）の事業主は、「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられていることから、その社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」の一層の推進を図ります。	生きがいが対策課	○一般事業主への情報提供	取組なし	市内の従業員101人以上の事業所への情報提供を行っていく。
次世代育成支援に関する情報提供の充実	通所保育や幼稚園で預かり保育、放課後児童クラブなどの、仕事と子育ての両立を支援する保育サービスに関して、必要な方が必要なときに利用できるよう、効果的な情報提供の充実に取り組みます。	生きがいが対策課	—	ホームページによる情報提供を行うとともに、保育園や幼稚園、学校の協力を得て直接、保護者に対して文書を配布するなど効果的な情報提供に努めた。	平成27年度からの次世代育成支援法の延長に伴い、子ども・子育て支援計画として、PDCA作業を展開する。
企業に対する研修等の充実	固定的な役割分担意識は、依然として根深く残っており、職場における慣行・しきたりの見直しと男女共同参画に関する認識を深めるための広報啓発を積極的に実施するとともに、関係機関との連携を図りながら関係法令・制度の周知に努め、就業環境の整備・充実を推進し、多様な働き方を支援します。	企画調整課 商工観光課	●「ワーク・ライフ・バランス」についての啓発 ○男性の育児・介護休業制度の利用促進 ○鹿児島労働局雇用均等室との連携	【企画調整課】 ・働く女性の家にて関係内容が掲載されているパンフレット・チラシ等を配布 【商工観光課】 県の基金事業を活用した緊急雇用創出事業を阿久根商工会議所に委託し、簿記講座や経営講習会を開催し、企業等の経営安定を図ると同時に、処遇改善プロセスによる人材育成と処遇改善を図った。	【企画調整課】 一般世帯への啓発は行っているが、企業への啓発は、機会がないため進んでいない。関係機関との連携を図りながら、多様な働き方が認められる社会的気運を醸成する必要がある。 【商工観光課】 県の基金事業を活用した緊急雇用創出事業（中小企業人材育成及び雇用創出支援事業）の実施期間が1年間であり、平成27年6月で終了したため、新たな事業に取り組みむ必要がある。
子育て支援に取り組んでいる企業や店舗の情報提供	子育て支援に取り組んでいる企業や店舗の情報提供を行い、他の企業や店舗への広がりと啓発を推進します。	生きがいが対策課	●かごしま子育て支援バスポーター事業の推進	出生祝い商品券配布時に子育て支援バスポーター事業の説明文書を配布。	事業に協賛する市内店舗や企業の拡大と、子育て支援に取り組む組む必要がある。
<b>(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備</b>					
仕事と子育ての両立のための基盤整備	共働き世帯の増加を踏まえ、保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実など、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。	生きがいが対策課	●特別保育事業の実施 ○放課後児童クラブの充実	延長保育事業は市内8カ所の保育施設で実施（うち、1カ所は自主運営） 一時預かり事業は市内6カ所の保育施設で実施	平成27年度からの子ども・子育て新制度に係る事業についての整理 第2阿久根学童クラブ施設整備の検討

6 子ども等の安全の確保		平成26年度の方角性	担当課	事業名等	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進						
交通安全教育の推進	国の基本方針に基づき交通安全教育を段階的かつ体系的に行うとともに、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上を図るを育成し、子どもを守る地域の取組を推進します。	総務課	●交通安全専門指導員による交通安全教室の開催	春、秋の全国交通安全運動期間中、市内小中学校において交通安全指導員による交通安全教室を開催した。また、同期間中、職員による街頭立哨や防災無線による交通安全の広報を行った。県警ひまわり号による市内の園児を対象にした交通安全教室を開催した。	各世代に志じた段階的な交通安全教育を関係機関と協力しながら行う必要がある。交通安全協会等のイベント等に積極的に協力し、参加していく。	
チャイルドシート使用の徹底	チャイルドシートの使用効果や正しい使用方法に関する普及啓発活動を一層充実させるとともに、保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図ることによってチャイルドシートを利用しやすい環境づくりに取り組みます。また、チャイルドシートの貸出事業について検討を進めます。	総務課	—	特に取組なし。	交通安全協会と協力しながら、チャイルドシートの安全な着用について広報等を行う	
自転車の安全利用の推進	交通安全教室において、自転車の安全利用の講習や広報活動を実施します。	総務課	—	交通安全教室において、安全な乗り方や正しい交通ルール・マナーの習得について指導を行った。	夏休み及び冬休みなどにおける街頭指導、広報を行う。	
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進						
地域における自主防犯活動の推進及び防犯に関する情報の共有化	全国地域安全運動期間における防犯チラシの配布や安全パトロールを実施するほか、防犯意識の高揚を図ります。	総務課 生涯学習課	●市青少年問題協議会の開催	【総務課】 関係機関と連携して、「全国地域安全運動」期間中防犯チラシを配布し、啓発を行った。 【生涯学習課】 10月21日に開催。委員数：19名 青少年健全育成に関する市内の状況説明、意見交換、携帯電話の利用に関する資料提供等を実施。	【総務課】 地区防犯組合、市防犯組合等関係機関と連携して、安全パトロール等の啓発運動に取り組む。 【生涯学習課】 実効性のある協議会の設定（全市的な青少年健全育成の取組を充実させるための協議）	
地域住民による安全対策の推進	地域住民の防犯に関する自主的な活動の一層の推進を図ります。また、夏祭り等において実施している青少年育成のための防犯パトロール等の取組を更に拡充します。さらに子どもたちの健やかな成長と子育て家庭への支援を旨としたイベントを開催し、作文コンクールや絵画コンクールの一層の充実を図ります。	総務課 生涯学習課	●夏休み・冬休み期間中における街頭指導	【総務課】 地区防犯協会や市防犯組合と連携して、地域安全点検に参加した。 【生涯学習課】 夏季、冬季休業中に街頭指導を実施。実施回数：14回、参加者数：74名 各単位PTAにおいても校区内を中心に街頭指導を実施。実施回数（14校合計）：105回、参加者数：468名	【総務課】 地区防犯協会や市防犯組合等の関係機関と連携して、安全パトロールを行うなどの啓発活動に取り組む。 【生涯学習課】 街頭指導における巡回指導場所の設定 危険箇所や生徒指導上問題となりうる場所（溜り場）等の情報収集	

平成一六年度	平成一六年度の方角性	担当課	事業名等	平成一六年度の取組状況	平成一七年度以降の課題
防犯講習の実施	振り込め詐欺や不審者による声かけ事案が発生していることを考慮し、関係機関と連携、協力し、防犯講習の実施を図ります。	総務課 学校教育課		<p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町警主催による「防犯ボランティア団体等ネットワーク研修会」に参加するとともに、市内の防犯団体と研修会を行った。</li> </ul> <p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各学校で阿久根警察署の協力を得て、児童対象の不審者対応訓練を計画的に実施</li> <li>・ 各学校においては、児童生徒の発達段階に応じた指導を実施</li> </ul>	<p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 振り込め詐欺被害防止をはじめとした防犯講習会の実施について検討する。</li> </ul> <p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各学校における不審者対応訓練の充実</li> </ul>
防犯ボランティアに対する支援	地区安全協議会などの防犯ボランティア団体に対しての物品の配布等の支援を行います。	総務課		防犯組合連絡協議会に対し、防犯パトロール時の懐中電灯を配布した。	防犯ボランティア団体に対し、防犯グッズの配布を行い、自主的な活動を促す取り組みを行う。
<b>(3) 被害に遭った子どもの保護の推進</b>					
被害に遭った子どもの保護の推進	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どものケアを図り、支援するため、学校やスクールカウンセラー等の関係機関と連携を強化し、きめ細やかな支援の継続に取り組みます。	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スクールカウンセラー派遣事業</li> <li>● スクールソーシャルワーカー配置事業</li> <li>● 相談支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの派遣による支援</li> <li>・ 関係機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの派遣による支援</li> <li>・ 関係機関との連携強化</li> </ul>
<b>7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進</b>					
<b>(1) 児童虐待防止対策の充実</b>					
地域における子どもの見守り体制の構築	児童虐待や配偶者等からの暴力(DV)の早期発見と子どもの安全を確保するため行政・医療機関・学校・保育所・警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを見守る支援体制づくりに努めます。	<p>生きがい対策課</p> <p>企画調整課</p> <p>学校教育課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民生・児童委員との連携</li> <li>● 児童虐待防止月間におけるポスター掲示や保育所等へのチラシ配布</li> <li>● 担当者による定期連絡会の開催</li> <li>● 「女性による暴力をなくす運動」「DV防止法」等の周知を行い、女性に対する暴力の防止・顕在化に向けた広報啓発の推進</li> <li>● 各種相談員及び相談窓口の周知及び支援に向けた情報提供と連携</li> <li>● DV防止・相談窓口などの広報・啓発</li> <li>○ DV防止及び被害者支援基本計画の策定</li> <li>○ DV関係庁内連絡会議の設置</li> </ul>	<p>【生きがい対策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11月の児童虐待防止月間にオレンジリボンツリーと幟旗を庁内に設置し啓発を呼びかけた。また、市内小・中学校、保育園、幼稚園、医療機関、各区に虐待防止のポスターを配付。</li> <li>・ 主任児童委員と家庭相談員の情報交換会を3か月毎に実施。</li> <li>・ 学校や保育園、幼稚園、児童クラブ等を定期的に巡回し、気になる子どもたちの情報収集を行い支援に繋げた。</li> </ul> <p>【企画調整課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性に対する暴力を許さない社会づくりの一環として、11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、働く女性の家においてパンプキンケーキの設置、ポスター掲示、さらに啓発チラシの全戸配布等により市民へのDVへの正しい理解が図られるよう取り組んだ。</li> </ul> <p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童虐待防止について、その内容と通告義務等に関する学校への周知</li> <li>・ 関係機関との連携</li> </ul>	<p>【生きがい対策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関との情報共有を図るため、スムーズな連携が取れるように各関係機関への周知を図っている。</li> </ul> <p>【企画調整課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ DVに対する正しい理解を広め、DVを許さないという認識を徹底する必要がある。</li> <li>・ 被害者の保護・救済・生活再建に向けた支援が円滑に行われるよう、関係機関の連携強化が必要である。</li> </ul> <p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童虐待防止に関する通告義務を含む関係法規等の学校への周知の徹底</li> <li>・ 関係機関との連携強化</li> </ul>

	平成26年度の方角性	担当課	事業名等	平成26年度の取組状況	平成27年度以降の課題
要保護児童対策地域協議会の機能強化	「子どもを守る地域ネットワーク」としての要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、より迅速で適切な対応に努めます。	生きがい対策課	○実務者会議・ケース検討会議の定期的な開催に向けての取組	平成26年度は、代表者会議を1回、実務者会議を8回、ケース検討会議を12回開催。	実務者会議において各課が対応しているケースの進捗状況を把握し、必要に応じて支援ケース検討会議を開催していく。
児童虐待に関する県との連携	児童虐待に関する出頭要求、立入調査、一時保護の実施が適当と判断した場合、県知事又は児童相談所長に通知し、県の行う検証作業に参加・協力することが必要のため、県との連携強化に取り組みます。	生きがい対策課	●児童相談所との連携（児童虐待防止ネットワーク会議の活用）	児童相談所の支援を受けたケースは、同行訪問は2件、電話による助言が1件、ケース検討会議への出席が5件であった。	今後も支援困難なケースについて、児童相談所と連携を図っていく。
各種健診・指導等の機会における早期発見・早期対応	保健師等によるこんにちは赤ちゃん訪問事業等の訪問率100%を目指します。また、児童虐待の発生を予防するため、各種健診や保健指導、母子保健活動等のあるゆる機会を通じて、妊娠・出産・乳幼児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする家庭については、養育支援訪問始業等の適切な支援につなげます。	健康増進課 生きがい対策課	●こんにちは赤ちゃん訪問事業、新生児訪問、乳幼児健康診査による早期発見 ●児童虐待や要支援家庭への早期対応	【健康増進課】 保健師による訪問 新生児訪問 延87件 未熟児訪問 延10件 乳児訪問 延86件 こんにちは赤ちゃん事業 130件 健診未受診者への電話連絡及び訪問の実施。 【生きがい対策課】 母子保健担当の保健師との連携により、妊娠・出産・育児に支援が必要な家庭や、子育てに不安を抱えている家庭に同行訪問し、互いの情報を共有し役割分担しながら支援を行った。	【健康増進課】 今後も必要な家庭に対し各関係機関と連携し必要に応じてケース検討を実施していくことが必要。 【生きがい対策課】 母子保健担当課との情報交換を密にし、養育支援が必要な家庭を早期に把握し訪問相談体制を強化し、母親の育児不安の解消により虐待の防止に努める。
関係機関との連携の強化及び情報の共有化	児童福祉担当課と母子保健担当課との連携の強化を図ります。あわせて、地域の医療機関、医療関係団体等との効果的な情報提供・共有がなされるための連携体制の構築を図り、虐待の早期発見、早期対応に取り組めます。	健康増進課 生きがい対策課	●ケース検討会議の開催	【健康増進課】 随時開催 【生きがい対策課】 平成26年度は要保護児童対策地域協議会におけるケース検討会議は12回開催。随時、母子保健担当の保健師との情報交換した同行訪問を実施した。	【健康増進課】 各関係機関と連携していく。 【生きがい対策課】 今後も、必要に応じて、ケース会議を開催し、各関係機関との情報共有を図り、関係機関の役割を明確にしながら支援を強化していく。
主任児童委員や児童委員等との連携強化	主任児童委員や児童委員等との連携を強化し、虐待の早期発見、早期対応に努めます。	生きがい対策課	●情報交換会の開催	家庭相談員と主任児童委員との情報交換会（年4回）の開催や学校訪問（年1回）を実施。	今後も継続して実施していく。
(2) 障がい児施策の充実	障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診率の向上を図ります。	健康増進課	●妊婦健康診査の支援 ●乳幼児健康診査	乳幼児健診にて、発達チェックを実施。支援が必要な場合は、子育て支援センター等関係機関と連携してフォローを実施している。フォローの親子教室（年齢別）を実施しており、乳幼児から早期に介入し、支援を実施している。	今後も関係機関と連携しながら、早期に支援ができるようなシステムを構築していく必要がある。

平成26年度		平成27年度以降の課題	
保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携強化	障害がいの健全な発達を支援し、介助する家族も含めて身近な地域で安心して生活できるようなにする観点から、障がい福祉計画をはじめとする個別福祉計画との調和を図り、施策の推進に当たっては、関係各課が連携して取り組みます。	事業名等	平成26年度の取組状況
保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携強化	障がい児の健全な発達を支援し、介助する家族も含めて身近な地域で安心して生活できるようなにする観点から、障がい福祉計画をはじめとする個別福祉計画との調和を図り、施策の推進に当たっては、関係各課が連携して取り組みます。	●出水地区ネットワーク会議(児童部会)の活用 ○家庭への訪問による相談支援体制の充実	出水地区ネットワーク会議(児童部会)の参加(生きがい対策課・健康増進課とも)保健師等による家庭への訪問による相談支援事業
児童通所サービスの充実	適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備など、ライフステージにあわせた一貫した児童通所サービスの提供に努めます。また、障がい児相談支援事業を通じて、保護者に対する育児相談を推進するとともに、家族への支援に取り組みます。	●児童発達支援事業 ●放課後等デイサービス事業	・児童発達支援事業(阿久根市子ども発達支援センターこじか・あいわの里アネックスセンター)の実施 ・放課後デイサービス事業の実施(養護学童クラブガッツ) ・障がい児相談支援事業(あいわの里支援センター・あいわの里アネックスセンター・障害者相談事業所ふたば)
発達障がいを含む児童に対する教育環境づくり	学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)など、発達障がいのある児童生徒については、障がいの状態に応じて、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援を行います。また、発達障がいを含む障がいの児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加をするために必要なる力を培うため、教員の資質向上を図ります。	●特別支援教育に関する研修会(特別支援教育コーディネーター、担当者) ●特別支援教育支援員研修会 ●就学支援委員会 ●特別支援学校教員による巡回相談の活用 ●教育相談	・特別支援教育担当(コーディネーター)研修会の実施 ・特別支援教育学校巡回相談の活用 ・教育相談の実施 ・特別支援教育支援員の配置 ・就学指導委員会の開催
発達障がいに関する総合的な支援	発達障がいに対する理解を深めるため、啓発及び情報提供に努めるとともに、発達障がいのある児童を保護する家族が適切な育児を行えるように支援します。また、発達障がいのある児童の保護者に対して、発達障がいのある児童の保護者に対する関係機関との情報提供を行っていきます。	●就学指導委員会 ●県による療育相談等の情報提供及び推進	【学校教育課】 ・関係機関で実施される教育相談、発達相談に関する情報提供
関係機関における障がい児の受入の推進	保育所及び放課後児童健全育成事業における障がいのある児童の受け入れを一層推進するとともに、受け入れに当たっては、各関係機関との情報の共有化に努め、連携を図ります。	●障がい児を受け入れていく保育園への補助	【学校教育課】 ・関係機関で実施される教育相談、発達相談に関する情報提供 ・発達障がいのある児童の児童クラブへの受け入れについて、保護者、学校、保育園、幼稚園等との情報交換を十分行う必要がある。 ・保育施設においては、子ども・子育て新制度により、療育保育加算が制度化され、障がい児保育の充実が図られた。本市においては継続して単独事業の障がい児保育事業を継続していく。また、当該児童について近隣自治体への広域入所の際の障がい児保育補助事業の充実を図る。





## 次世代育成支援対策推進後期行動計画における特定12事業の実績について

- 特定12事業について  
 本計画策定当時において国が保育事業などの子育て支援策において重要な12事業を選定し、市町村が地域行動計画を策定するにあたってはその全ての事業に対して数値目標を義務づけている事業です。下記表については、策定当時の平成26年度の目標数値に対し、実績値を表記したものです。

	事業名	平成26年度 目標数値	平成26年度 実績	備考
1	通常保育事業	7か所 509人	8か所 513人	在籍児童数は3月31日現在 広域入所は含まない。 (広域入所児童数55人)
2	延長保育事業	7か所	7か所	補助事業対象施設のみ。
3	夜間保育事業	0か所	0か所	
4	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	0か所	0か所	
5	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	0か所	0か所	平成27年度から事業開始
6	一時預かり事業	7か所 1,800人	5か所 1,313人	補助事業対象施設のみ。 自主事業は含まない。
7	特定保育事業	0か所	0か所	H26年度現在補助事業なし。
8	休日保育事業	1か所	0か所	
9	乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育・施設型)	0か所	0か所	
10	放課後児童健全育成事業	7か所 197人	8か所 288人	人数は平均登録児童数
11	地域子育て支援事業センター事業	2か所	2か所	
12	ファミリーサポートセンター事業	0か所	0か所	



## 議事 2 放課後児童部会の設置について

## ◆部会設置理由

平成26年7月に国が策定した「放課後子ども総合プラン」において、次代を担う人材育成の観点から、共働き家庭等の児童に限らず、すべての児童が放課後等に様々な体験・活動を行うことができるような対策を講じることとされ、学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施促進を図るよう求めています。

本市においては、平成26年度に策定した「子ども・子育て支援事業計画」において、「放課後子ども総合プラン」に基づき、すべての子どもを対象として放課後等に、地域の方々の協力を得て、児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全で安心な居場所づくりを推進することとしています。

現在、本市では放課後対策として、放課後児童クラブの設置、学校施設を開放したスポーツ少年団の育成支援等を行っていますが、今後「子ども・子育て支援事業計画」に掲げた施策について、福祉と教育の関係機関が実施状況や問題を共有し、事業検証や問題解決に向けて協議する場を設けるため放課後児童部会を設置しようとするものです。

## ◆部会構成機関（案）

主任児童委員

市PTA連絡協議会

児童クラブ運営事業者

小学校長代表

生きがい対策課

教育総務課

学校教育課

生涯学習課



# ～放課後子ども総合プランについて～

厚生労働省  
文部科学省

# 「放課後子ども総合プラン」の全体像

## 趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、**次代を担う人材を育成**するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、**一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める**

## 国全体の目標

- 平成31年度末までに
  - **放課後児童クラブ**について、**約30万人分を新たに整備**  
(約90万人⇒約120万人)
    - ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
  - **全小学校区(約2万か所)**で**一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施**  
(約600か所⇒1万か所以上) **を**目指す  
※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用  
※放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

## 市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める**行動計画策定指針に記載**
- **市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、**
  - ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
  - ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策**などを記載し、計画的に整備**  
 ※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

## 市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

## 学校施設を徹底活用した実施促進

- **学校施設の活用に応じた責任体制の明確化**
  - ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
  - ・事故が起きた場合の対応等について協定を締結するなどの工夫が必要
- **余裕教室の徹底活用等に向けた検討**
  - ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
- **放課後等における学校施設の一時的な利用の促進**
  - ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

## 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

- **一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方**
  - ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、**同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加**できるもの
- ▶ 全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- ▶ 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- ▶ 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- ▶ 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要



## 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- **放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携**
  - ・学校施設を活用してもなおお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
  - ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能



※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討



# 「放課後子ども総合プラン」概要

## 1 趣旨・目的

○共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

## 2 国全体の目標

- 平成31年度末までに、以下を実施することを目指す
  - ・放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
  - ・全小学校区（約2万か所）で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施

○新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す  
※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用

## 3 事業計画

○国は「放課後子ども総合プラン」に基づき取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載  
○市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に以下を盛り込む

(市町村)

- ・放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・放課後子供教室の平成31年度までの整備計画
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ・小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策
- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 等

※行動計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援事業計画と一体のもととして策定することも可

(都道府県)

- ・地域の実情に応じた研修の実施方法、実施回数等（研修計画）
- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 等

## 4 市町村の体制、役割等

○「運営委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校施設の使用計画・活用状況等について十分に協議を行うとともに、両者が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努める

## 5 都道府県の体制、役割等

○管内・域内における放課後対策の総合的な在り方についての検討の場として「推進委員会」を設置  
○放課後児童支援員となるための研修のほか、両事業の従事者・参画者の資質向上等を図るため、合同の研修を開催

## 6 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

### (1) 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進

#### ① 学校施設の活用に当たった責任体制の明確化

- 実施主体は学校ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局等となり、これらが責任を持って管理運営に当たる
- 事故が起きた場合の対応等の取決め等について、あらかじめ教育委員会と福祉部局等で協定を締結するなどの工夫が必要

#### ② 余裕教室の活用促進

- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討
  - ・ 優先的な学校施設の活用が求められている中、運営委員会等において、各学校に使用できる余裕教室等がないかを十分協議
  - ・ 既に活用されている余裕教室についても、改めて、放課後対策に利用できないか、検討することが重要
  - ・ 市町村教育委員会は、その使用計画や活用状況等について公表するなど、学校施設の活用に係る検討の透明化を図る
- 国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続等
  - ・ 放課後等に一時的に学校教育以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず手続は不要となるため、積極的な活用を検討

#### ③ 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

- ・ 学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

### (2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

#### ① 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

- ・ 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
- ・ 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- ・ 放課後児童クラブについては、一体型として実施する場合でも、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

#### ② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の留意点

- 全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所の確保
  - ・ 両事業を小学校内で実施することにより、共働き家庭等の児童の生活の場の確保と、全ての児童の放課後等の多様な活動の場を確保することが必要。実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- 全ての児童を対象とした多様な学習・体験活動のプログラムの充実
  - ・ 共働き家庭等の児童を含めた全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの実施
  - ・ 両事業の従事者・参画者が連携して情報を共有し、希望する放課後児童クラブの児童がプログラムに参加できるよう、十分留意



### (3) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合等については、希望する幼稚園などの地域の社会資源の活用も検討し、小学校外での整備も可能
- 現に公民館、児童館等で実施している場合は、保護者や地域のニーズを踏まえ、引き続き当該施設で実施可
- 一体型でない放課後児童クラブ及び放課後子供教室についても、両事業の児童が交流できるよう連携して実施

### (4) 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携

- 学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者との間で迅速な情報交換・情報共有を図るなど、事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力が必要
- 両事業を小学校内で実施することにより、小学校の教職員と両事業の従事者・参画者の距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、日常的・定期的に情報共有を図り、一人一人の児童の状況を共有の上、きめ細かに対応するよう努める
- 保護者との連絡帳のやりとりや日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を共有していくことが重要
- 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者の連携に当たっては、小学校区ごとに協議会を設置する等、情報共有を図る仕組みづくりを進めて進めることが望ましい

### (5) 民間サービスを活用した多様なニーズへの対応

- 児童の放課後活動について、サービスの水準・種類に対する多様なニーズを満たすため、地域における民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせることが適当

## 7 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の検討

- 平成27年4月からの新たな教育委員会制度において全ての地方公共団体に設けられる、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議での協議事項の1つとして、教育委員会と福祉部局と連携した総合的な放課後対策について取り上げることも想定
- 総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後対策の在り方について十分協議し、学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施の促進を図っていくことも重要

## 8 市町村等の取組に対する支援

- 「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討
- 効果的な事例の収集・提供等を通じて地域の取組の活性化を図る

## 学校施設（余裕教室等）の一層の活用促進について

### 新たに開設する放課後児童クラブの約80%（H31年度末）を小学校内で実施

放課後児童クラブの小学校内での実施率は約50%（H25年度）

「放課後子ども総合プランについて」(抄)

#### (1) 学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化

○実施主体は学校ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局等となり、これらが責任を持って管理運営に当たる

#### (2) 余裕教室等の活用促進

○余裕教室の徹底活用等に向けた検討

- ・運営委員会において、各学校に使用できる余裕教室等がないかを十分協議
  - ・既に活用されている余裕教室についても、改めて、放課後対策に利用できないか、検討することが重要
  - ・市町村教育委員会は、その使用計画や活用状況等について公表するなど、学校施設の活用に係る検討の透明化を図る
- 国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続等
- ・放課後等において一時的に学校教育以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず手続は不要となるため、積極的な活用について検討

#### (3) 放課後等に一時的に使われていない教室等の積極的な活用

- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室を実施している時間帯のみの活用を含め、学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室の一時的な利用を積極的に促進
- ・放課後児童クラブの生活の場としての機能を十分に担保するため、専用区画のほかに活動場所の一時利用を積極的に促進

教育委員会が福祉部局と連携しつつ、一体型の運営に両部局が責任を持つこと、好事例の周知、必要な予算措置、総合教育会議の活用等を通じて、放課後児童クラブや一体型を中心とした取組に対して学校施設の一層の活用促進を図る

# 放課後子供教室

平成26年度予算額：5,147百万円の内数

平成25年度実施箇所数：10,376教室（全公立小学校の51%）

補助率

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

地域住民や大学生・企業OBなど様々な人材の協力を得て、放課後等に全ての子供を対象とした学習支援や多様なプログラムを実施

## 放課後子供教室

（文部科学省）

全ての子供たちに対して、学校の余裕教室、体育館、公民館等を活用して様々な取組を実施



<1教室あたり平均参加人数:約30人/日>

### コーディネーター

（取組の企画、担い手確保、全体調整）



連携・協力

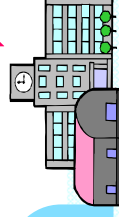
多様なプログラムの提供

教育活動推進員  
教育活動サポーター

（学習支援や多様なプログラムの実施、安全管理）

## 『放課後子どもプラン』 として、連携して実施

### 学校



- ・余裕教室等を提供
- ・子供の放課後や学校での様子などについて、日常的、定期的に情報共有

## 放課後児童クラブ

（厚生労働省）

放課後児童クラブに参加している子供が放課後子供教室の取組に参加



### 【取組の例】

- 学習支援  
（約6割の教室が実施）
  - ・宿題の指導
  - ・読み聞かせ
- 体験活動
  - ・工作・実験教室
  - ・料理教室
  - ・スポーツ
  - ・文化活動
- 交流活動
  - ・自由遊び、昔遊び
  - ・地域の行事への参加など



## 参画

\*経費は運営費(コーディネーター等への謝金)

地域住民や大学生、企業OB、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材

# 改正次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針案の概要(抄) ※市町村行動計画

## (現行) 次世代法 行動計画策定指針

### 五 市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項

#### 1 市町村行動計画

##### (1) 地域における子育ての支援

##### 工 児童の健全育成

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、すべての子どもを対象として放課後や週末等に、地域方々の協力を得て、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりの推進が必要である。

また、児童の健全育成を図る上で、児童館、公民館、青少年教育施設、学校等の社会資源及び主任児童委員、児童委員、子育てに関する活動を行うNPO、地域ボランティア、子ども会、自治会等を活用した取組を進めることが効果的である。とりわけ、児童の健全育成の拠点施設の一つである児童館が、子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、絵本の読み聞かせや食事セミナーの開催等、親子のふれあいの機会を計画的に提供するとともに、地域における中学生・高校生の活動拠点をとして、その積極的な受入れと活動の展開を図ることが必要である。青少年教育施設は、青少年の健全育成に資する場として、自然体験活動を始めとする多様な体験活動の機会の提供等を行うとともに、地域における青少年の活動拠点として、その積極的な受入れと活動の展開を図ることが必要である。学校においては、教職員の自主的な参加・協力を得つつ、学校施設の開放等を推進することが望ましい。

さらに、このような社会資源を活用して、福祉部局と教育委員会が連携し、夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくりにとも配慮することが望ましい。

また、主任児童委員又は児童委員が、地域において、児童の健全育成や虐待の防止の取組等子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となつて進めることが必要である。

あわせて、性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進することが必要である。また、いじめ問題への対応や少年非行等の問題を抱える児童の立ち直し支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応においては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対応することが必要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの整備や個別的・具体的問題に対して関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備することが望ましい。

## 見直し案 (主な修正点)

※項目を「子どもの健全育成」とする。

※現行指針の記述を「(ア)児童館や青少年教育施設等を活用した地域の協力による子どもの健全育成」という項目の下に置き、加えて「(イ)放課後子ども総合プラン」として以下のような内容を追加。

・共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室を着実に推進

・その際、小学校の余剰教室等を活用し、これらの事業を可能な限り一体的に実施することが望ましい

・このため、放課後児童クラブ及び一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の平成三十一年度の目標事業量を設定するとともに、これらの事業の一体的な、又は連携した実施方策、教育委員会と福祉部局の連携方策等について検討し、市町村行動計画に盛り込むことが必要

・新たに放課後児童クラブ・放課後子供教室を整備する場合は、小学校で一体型に、既に小学校でこれらの事業を実施している場合は放課後児童クラブを利用する小学生も放課後子供教室の活動に参加できるようにし、これらの事業の一体的な実施を推進

・放課後児童クラブの実施に当たっては、小学校の活用に加え、希望する幼稚園などの活用の検討、開所時間の延長に係る取組や高齢者等の地域の人材の活用等、効果的・効率的な取組の推進が必要

※「地域における人材養成」という項目を追加し、以下のような内容を記述。

・子ども・子育て支援新制度下での子育て支援の充実のため、人材の確保が必要であり、高齢者や育児経験豊かな主婦、その他の地域人材を中心とした養成と効果的な活用が必要

# 改正次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針案の概要(抄) ※都道府県行動計画

見直し案 (主な修正点)	見直し案 (主な修正点)
<p>※項目を「子どもの健全育成」とする。</p> <p>※現行指針の記述を「(ア)児童館や青少年教育施設等を活用した地域の協力による子どもの健全育成」という項目の下に置き、加えて「(イ)放課後子ども総合プラン」として以下のような内容を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が「放課後子ども総合プラン」に基づく取組を円滑に進めるため、都道府県は、<u>放課後児童クラブ・放課後子供教室に従事する者等の確保及び質の向上を図るとともに、教育委員会と福祉部局との連携を図ることが重要</u></li> <li>・このため、<u>地域の実情に応じた研修の実施方法等、教育委員会と福祉部局の連携方策等について検討し、都道府県行動計画に盛り込むことが必要</u></li> <li>・研修については、<u>放課後児童支援員となるための研修の実施のほか、これらの事業に従事する者等の資質の向上、情報共有等の観点から、合同の研修を実施することが望ましい</u></li> </ul> <p>※「地域における人材養成」という項目を追加し、以下のような内容を記述。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新制度では、<u>教育・保育を行う者や地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保と資質の向上は、都道府県の責務</u></li> <li>・子ども・子育て支援新制度下での子育て支援の充実のため、<u>人材の確保が必要であり、高齢者や育児経験豊かな主婦、その他の地域人材を中心とした養成と効果的な活用が必要</u></li> </ul>	<p>五 市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項</p> <p>2 都道府県行動計画</p> <p>(1) 地域における子育ての支援</p> <p>工 児童の健全育成</p> <p>児童の健全育成の拠点施設である児童館が、子育て家庭の自由な交流の場や地域における中学生・高校生の活動拠点として、また青少年の健全育成の拠点施設である青少年教育施設が、地域における青少年の活動拠点としての役割を果たすことができるよう、計画的な施設の整備、体系的な研修や人材の養成、効果的な広報活動及び関係機関等との連携・協力体制の構築を図ることが必要である。</p> <p>また性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進することが必要である。さらに、いじめ問題への対応や少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応においては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処することが必要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの整備や個別的・具体的問題に対して関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備することが望ましい。</p>

## 総合教育会議について



「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する法律「において設置される教育委員会と地方公共団体の長が協議する機関

- ◆ 首長は、現行制度においても、私学や大学、福祉等の事務を所管するとともに、予算の編成・執行権限や条例の提出権を通じて教育行政に大きな役割を担っている。
- ◆ 一方、首長と教育委員会の意思疎通が十分でないため、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、それぞれの役割を十分に果たすことができていないという指摘もある。
- ◆ このため、首長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、教育に関する重要な課題を検討するために、総合教育会議をすべての地方公共団体に設置する。

### 1. 構成メンバー

○ 構成員は執行機関である首長と教育委員会。○ 議題によっては、その必要性に応じ、有識者の意見を聴くことが可能。

### 2. 協議事項等

○ 総合教育会議において協議し、調整する事項は以下のとおり。

- ① 当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
  - ② **教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策**  
(例)耐震化の推進、教職員の定数の改善、**福祉部局と連携した総合的な放課後対策** 等
  - ③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置  
(例)いじめ等による自殺への対応策、災害による校舎の倒壊への対応策 等
- 首長と教育委員会は、会議で策定した方針の下に、それぞれの所管する事務を執行。

### 3. 会議の運営等

- 総合教育会議は首長が招集。
- 教育委員会から首長に対して総合教育会議の招集を求めるとも可能。
- 総合教育会議は原則公開。ただし、個人の秘密を保護等、必要があると認められる場合には非公開とすることが可能。
- 議事録の作成・公表(努力義務)。
- その他、総合教育会議の運営に関し必要な事項については、総合教育会議が定める。

# 余裕教室活用状況の見直しについて

## 活用の現状

公立小中学校の余裕教室 ⇒ **99.3%**が活用済み(平成25年5月1日現在)

## 余裕教室をとりまく動向(放課後対策関連)

- ・平成26年6月24日 「日本再興戦略」改訂2014・骨太の方針
- ・平成25年6月25日 「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価」の結果に基づく勧告

活用済みの余裕教室について、有効性の観点から見直し

より有効な活用が図れる余地のある活用済み余裕教室がある場合

**放課後児童クラブ・放課後子供教室への用途変更を積極的に検討**

## 財産処分手続について

本来、公立学校の施設整備のために交付された補助金  
**処分制限期間内**に補助目的外に転用する場合…



原則として

**補助金相当額の国庫納付が必要**

運用通知の改正による手続の大幅な簡素化・弾力化

(平成20年6月18日付文教施設企画部長通知)



○包括承認事項(報告事項)の拡大(簡素化)

○国庫納付金不要事項の拡大(弾力化)

**補助後10年以上経過していれば、国庫納付不要**



# 余裕教室を放課後児童クラブ等に転用する際の手続

(=無償の財産処分に該当する場合)

## ①国庫補助事業完了後10年以上経過

- ・ **国庫納付不要** ・ 報告書の提出により手続完了

## ②国庫補助事業完了後10年未経過

- 耐震補強・大規模改造事業(石綿及びPCB対策工事に限る)を実施した建物等の財産処分  
または
- 大規模改造事業(上記以外)で、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等と併行してやむを得ずに行う財産処分

- ・ **国庫納付不要** ・ 承認申請書を提出し、承認書を受領することで手続完了

○ 上記以外

- ・ 国庫納付が必要 ・ 承認申請書を提出し、承認書を受領することで手続完了

※放課後や休日等を利用し、学校教育に支障を及ぼさない範囲において、一時的に学校教育以外の用に供するなどの場合には、財産処分には該当せず、手続不要。

## 「一時的な使用」について

### 「一時的な使用」とは何か

- ・補助の目的(学校教育としての用途)を妨げない範囲での目的外使用
- ・**学校教育のためにその部屋を使用していることが前提**

### 「一時的な使用」の例

- ①平日の日中は、ランチルーム・家庭科室などに使用している教室において、休日や放課後の空いた時間を利用して、放課後児童クラブ・放課後子供教室を実施する場合
- ②毎日ではないが、学校教育の目的で使用しており、その他の空いている日や時間帯に、放課後児童クラブ・放課後子供教室として使用している場合。

すでに何らかの活用が図られている余裕教室の活用状況の見直しに加え、**学校教育用に現在使用されている部屋についても、上記の「一時的な使用」としての活用を積極的に進めてください。**



∧  
考  
參  
∨

## これまでの主な経緯

平成26年1月：「成長戦略進化のための今後の検討方針」閣議決定

～「日本再興戦略（平成25年6月閣議決定）」の改訂を検討～

3月19日：経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議

～田村厚生労働大臣・下村文部科学大臣から

「放課後対策の総合的な推進」についてプレゼン～

安倍総理指示：

「いわゆる「小1の壁」を乗り越えなくてはならない。下村大臣、田村大臣が協力をして、両省の関連施策の一体運用、学校の校舎の徹底活用などを検討し、学童保育等を拡大するためのプランを策定していただきたい。」

5月29日：産業競争力会議 課題別会合

～田村厚生労働大臣・下村文部科学大臣より

「放課後子ども総合プラン」の発表～

第1回経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議（平成26年3月19日）  
における総理指示（抄）

「就学前の保育の充実については、着実な前進を遂げている。次は、いわゆる「小1の壁」を乗り越えなくてはならない。下村大臣、田村大臣が協力をして、両省の関連施策の一体運用、学校の校舎の徹底活用などを検討し、学童保育等を拡大するためのプランを策定していただきたい。」

横浜市中丸小学校放課後キッズクラブ視察（平成26年5月22日）時  
における総理指示（抄）

「仕事と子育てを両立するための「小1の壁」を突破する上において、放課後子どもプランをこれから更に拡充していきたいと思います。5年間で30万人分の受け皿を作っしていきたいと、放課後児童クラブ30万人分拡大していきたい、  
こう考えております。」

# 放課後対策の総合的な推進

平成26年5月28日  
産業競争力会議 課題別合  
厚生労働大臣・文部科学大臣 提出資料

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、総合的な放課後対策に取り組む

## 現状

- 共働き家庭などの児童に対し、放課後に適切な遊び・生活の場を提供する放課後児童クラブを実施  
平成25年には約89万人が利用  
\* 登録児童数 平成19年:749,478人 → 平成25年:889,205人 / \*クラブ数 平成19年:16,685か所 → 平成25年:21,482か所
- また、平成19年から放課後子どもプラン（放課後子供教室と放課後児童クラブを一体的に、又は連携して実施）を開始したが、十分に進んでいない

- 放課後児童クラブを希望しても利用できなかった児童が存在

※平成19年:14,029人 / 平成25年:8,689人

- 保育所と比べると開所時間が短い ※18時を超えて開所しているクラブ:約62%(平成25年) / 保育所:約85%(平成23年)

※平成26年度予算(保育緊急確保事業)に、長時間開所するクラブへの支援のための費用を計上

⇒ 就学児童の放課後の安心・安全な居場所の整備を進め、子どもが小学校に入学するとこれまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況(いわゆる「小1の壁」)を打破する必要

- 次代を担う人材の育成の観点から、放課後における多様な体験・活動の機会の拡大が重要

⇒ 共働き家庭などの児童に限らず、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができるようになる必要

## 小1の壁の打破

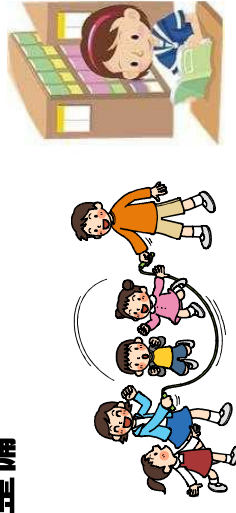
## ◇一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備

- 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進
- 放課後児童クラブの拡充
- 放課後子供教室の拡充

## ◇民間サービスを活用した多様なニーズへの対応

## 放課後対策の総合的な推進

## 次代を担う人材の育成



# 放課後子ども総合プランについて

## ◇一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備

**「小1の壁」を打破**するため、共働き家庭等の児童にとつて安心・安全な居場所を確保

### ○放課後児童クラブの拡充

- 賃借による**クラブ開設**を支援
- **幼稚園等の活用**の支援を充実
- 高齢者、主婦等による**送迎を支援**
- **開所時間の延長**を促進
- **女性の活躍の推進**等による担い手の確保

### ○一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進

- **モデルケース**を地方公共団体に提示
  - ※ 一体型でない場合についても、連携のモデルケースを提示する。
- **一体型の整備**の支援を充実

### ○放課後子供教室の拡充

- 全ての児童を対象とした**学習支援・多様なプログラム**の充実
- 大学生、企業OB、民間教育事業者、文化・芸術団体等の**様々な人材の参画促進**

## ◇民間サービスを活用した多様なニーズへの対応

サービスの水準・種類に対する多様なニーズに対し、地域の**民間サービスを活用**し、公的な基盤整備と組み合わせで対応

→ 放課後児童クラブについて、本来事業に加え、高付加価値型のサービスを提供する民間企業の参入 等

## 次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画に基づき推進

※ 国は、市町村行動計画を策定して整備する市町村に対し、財政支援

## 学校の余裕教室等を徹底活用 (別紙参照)

■ **放課後児童クラブ**について、平成31年度末までに**約30万人分**を新たに整備 (約90万人⇒約120万人)

■ **全小学校区 (約2万か所)**で**一体的に、又は連携して実施**

➢ **約1万か所以上を一体型とする** (約600か所⇒約1万か所以上)

※ 同じ学校内等で、地域のニーズに応じ、毎日又は定期的に、一体的に実施

※ 一体型でない放課後児童クラブと放課後子供教室についても連携して実施

※ 全小学校区で放課後子供教室を整備 (約1万か所⇒約2万か所)

※ 必要な予算については、今後平成27年度予算等において要求



# 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室のイメージ

## ポイント

### 全ての児童に安全・安心な居場所の確保

- ▶ 共働き家庭等の児童の家庭に代わる生活の場を確保
- ▶ 小学校の余裕教室等を活用し、校外に移動せず安全に過ごせる場所を確保
- ▶ 特別な支援の必要な児童にも十分に配慮

### 次代を担う人材を育成する観点から、多様な体験・活動の機会を拡大するため、プログラムや学習支援を充実

- ▶ 共働き家庭等か専業主婦家庭かを問わず、全ての児童が一緒に体験・活動
- ▶ 地域のニーズや資源を踏まえ、多様なプログラムを提供

### 学校と一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室との密接な連携

- ▶ 小学校の教職員と放課後児童クラブ・放課後子供教室の職員とが日常的・定期的に情報交換を行い、1人1人の児童の状況を共有の上、きめ細かに対応
- ▶ 学校だけでなく、家庭とも密接に連携

## 一体型のイメージ

### 放課後児童クラブ（生活の場）

13:00頃～  
利用児童の来室  
（下級生から順次来室）

随時帰宅  
～17:00

おやつ時間

活動時間

掃除の時間・帰りの支度

帰宅  
～19:00

### 放課後子供教室（学習・体験活動の場）

放課後児童指導員

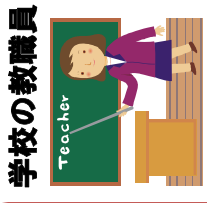
コーディネーター  
地域のボランティア等

学習支援  
多様なプログラムの実施

【共通のプログラム】

- 室内での活動
  - ・ 学習支援（宿題の指導、予習・復習、補充学習等）
  - ・ 多様な体験プログラム（実験・工作教室、英会話、文化・芸術教室等）
- 校庭での活動
  - ・ スポーツ活動（野球、サッカー、一輪車）など

○ 宿題、遊び、休憩など、体調、日課等に合わせて自主的に過ごす



連携

児童の放課後の様子や学校での様子などについて、定期的に情報共有

コーディネーター

放課後児童指導員

連携  
連絡帳のやりとり等

家庭

※ 一体型の中には、放課後子供教室を毎日開催するものと、定期的に開催するものがある  
※ 一体型でない放課後児童クラブと放課後子供教室についても連携して実施



## 学校施設（余裕教室等）の一層の活用促進等について（ポイント）

- ◇ 学校施設（余裕教室等）の一層の活用促進に向けて、**首長部局と教育委員会**の連携を図るための**総合教育会議**（現在、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正案が国会審議中）を活用する。

### 新たに開設する放課後児童クラブの 約80%（H31年度末）を小学校内で実施 放課後児童クラブの小学校内での実施率は約50%（H25年度）

- 教育委員会が福祉部局と連携しつつ、当事者として、一体型の運営に責任を持つ仕組みづくりの構築を促進
- 両省連名で改めて、放課後子どもプランの活用促進や転用手続きが弾力化されていること等の通知、周知徹底
- 市町村・各学校に設置する協議会（学校関係者・放課後児童クラブ・放課後子供教室などの関係者が参画）において学校施設の使用計画等について検討（学校施設の活用状況等の公表促進なども含む）

※併せて学習プログラムの充実を図る

- ・ 全ての子供を対象とした学習支援・多様なプログラムの充実
- ・ 大学生、企業OB、地域の高齢者、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材の参画促進
- ・ 図書館・体育館などの利用促進のため、図書館ボランティア・スポーツ活動ボランティア等の配置

# 放課後対策の充実に関する最近の動向

○経済財政運営と改革の基本指針2014について(骨太の方針)(抜粋)

(平成26年6月24日 閣議決定)

## 第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

### 1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

#### (1)女性の活躍、男女の働き方改革

女性が輝く社会を目指す。そのため、男女の働き方に関する様々な制度・慣行や人々の意識、ワーク・ライフ・バランスを抜本的に変革し、男女が意欲や能力に応じて労働参加と出産・育児・介護の双方の実現を促す仕組みを関係者で議論し構築していく。

女性の活躍を推進するため、**女性の活躍を支える社会基盤となる取組を進めるとともに<sup>19</sup>**、役員・管理職等への女性の登用促進の目標達成に向けた情報開示の促進や公共調達の活用等の取組、仕事と子育て、介護の両立を進める企業への支援、女性のライフステージに対応した支援等を進める。さらに、税制・社会保障制度等について、女性の働き方に中立的なものにしていくよう検討を進める。

<sup>19</sup>「待機児童解消加速化プラン」の展開、「**放課後子ども総合プラン**」の策定・推進、保育や子育て支援の担い手の確保等。

## 放課後対策の充実に関する最近の動向

○「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—(抜粋①) (平成26年6月24日 閣議決定)

### 2. 担い手を生み出す～女性の活躍促進と働き方改革

#### ①女性の更なる活躍推進

○放課後児童クラブ等の拡充

・いわゆる「小1の壁」を打破し次代を担う人材を育成するため、「待機児童解消加速化プラン」に加えて「放課後子ども総合プラン」を策定し、2019年度末までに30万人の放課後児童クラブの受け皿を拡大する。あわせて、1万か所以上の場所で、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体化を行う。そのため、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の策定等を今年度内に求める。

【今年度中に制度的措置を実施】

# 放課後対策の充実に関する最近の動向

○「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—(抜粋②) (平成26年6月24日 閣議決定)

## 2-2. 女性の活躍推進/若者・高齢者等の活躍推進/外国人材の活用

### i) 女性の活躍推進

#### (育児・家事支援環境の拡充)

我が国最大の潜在力である女性の力を最大限発揮し、「女性が輝く社会」を実現するには、安全で安心して子供を預けることができる環境の整備や家事に係る経費負担の軽減に向けた方策を検討していく必要がある。このため、引き続き、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、「待機児童ゼロ」を実現するための取組を進めるとともに、「小1の壁」と指摘されている小学校入学後の児童の総合的な放課後対策を講ずる必要がある。あわせて、安価で安心な家事支援サービスを活用できる環境整備を図る。

#### ①「放課後子ども総合プラン」

小学校入学後に女性が仕事を辞めざるを得ない状況となる「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、厚生労働省と文部科学省が共同して「放課後子ども総合プラン」を年央に策定し、一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備を進める。その際、学校施設(余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等)の徹底活用、放課後児童クラブの開所時間の延長、全小学校区での放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な、又は連携した運用等が着実に実行されるよう、次世代育成支援対策推進法に基づき「行動計画策定指針」を改正し自治体に計画の策定を求めるとなど所要の制度的措置を年度内に実施する。これにより、放課後児童クラブについて、2019年度末までに約30万人分の受け皿拡大を図るとともに、約1万か所以上を一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室とする。

# 「放課後子どもプラン」の概要

## 趣旨・目的

地域社会の中で、放課後等に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則として、すべての小学校区において、文部科学省の「放課後子供教室」と厚生労働省の「放課後児童クラブ」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）を推進する。

## 「放課後子どもプラン推進事業」

※平成19年度より実施

放課後子供教室（文部科学省）

放課後児童クラブ（厚生労働省）

H26予算額 5, 147百万円の内数(25予算額:4, 924百万円)※

33, 223百万円(25予算額:31, 576百万円)

**すべての子供を対象**として、安全・安心な子供の活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を推進する。

**共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童**に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条3第2項に規定) ※平成25年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした。(平成27年4月施行予定)

実施か所数 10, 376か所(平成25年度)

原則としてすべての小学校区での実施を目指す

21, 482か所(平成25年5月)

小学校 71. 3%  
公民館 13. 2%  
児童館 3. 4%  
その他(中学校、特別支援学校など) 12. 1%  
(平成25年度)

小学校(余裕教室) 28. 1%  
" (専用施設) 24. 1%  
児童館 12. 8%  
その他(専用施設、既存公的施設など) 35. 0%  
(平成25年5月)

開設日数 111日(平成25年度平均)

原則として長期休暇を含む年間250日以上

指導者 地域の協力者等

放課後児童指導員(専任)

※放課後子供教室H26予算額=「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業(38億円)」+「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業(13億円、新規)」計51億円の内数  
H25予算額=「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業(49億円)」の内数

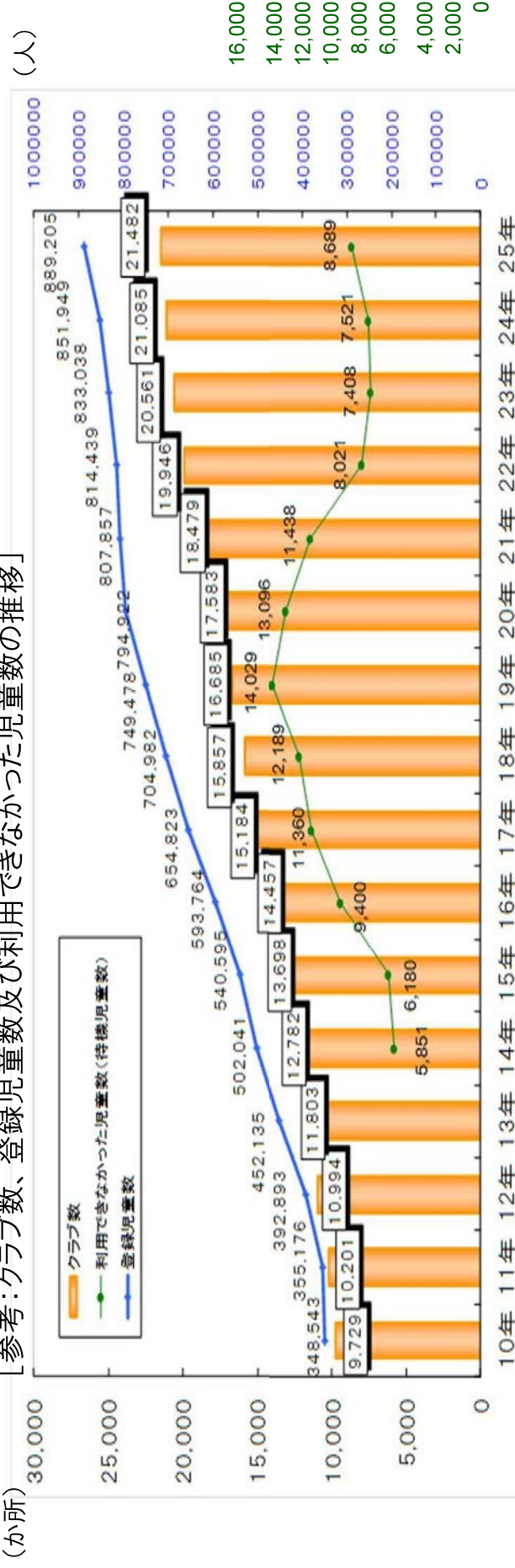
# 放課後児童クラブの概要

【現状】(クラブ数及び児童数は平成25年5月現在)

- クラブ数 21,482か所 (参考:全国の小学校20,836校)
- 登録児童数 889,205人 (全国の小学校1～3年生約325万人の24%程度＝約4人に1人)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 8,689人[利用できなかった児童がいるクラブ数 1,612か所]

・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)  
⇒平成26年度末までに111万人(小学校1～3年生の32%＝3人に1人)の受入児童数をめざす

【参考:クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



【事業に対する国の助成】

## ○平成26年度予算 332.2億円 ※国は、児童育成事業費(特別会計・事業主拠出金財源)による補助

- ①運営費:概ね1/2を保護者負担、残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開所するクラブに補助。[国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担]
- ②整備費:新たに施設を創設する場合のほか、改築、大規模修繕及び拡張による整備を支援。[創設、改築等は、国・都道府県・設置者が、改修・備品購入は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担]

(参考)保育緊急確保事業(内閣府予算(一般会計)に計上:51億円)

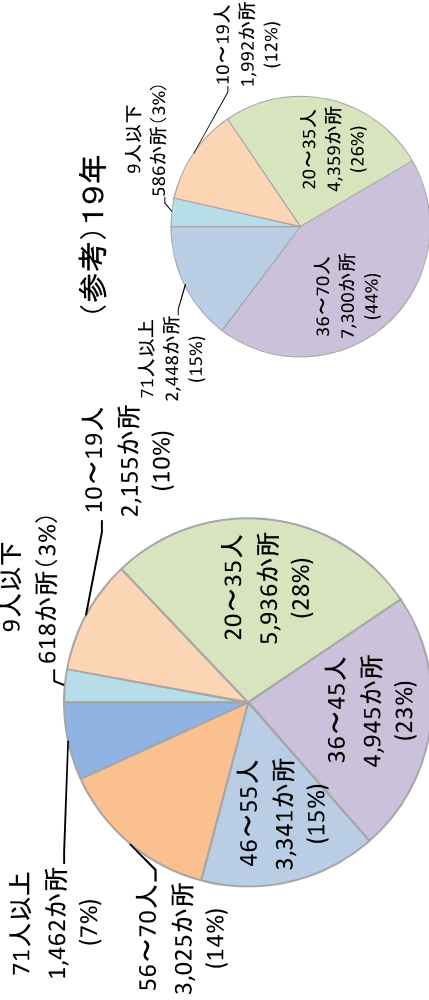
- ・放課後児童クラブについて、保育所の利用者が就学後も引き続き円滑に利用できるように、「小1の壁」の解消に向け、開所時間の延長を促進する。

# 放課後児童クラブの現状

※平成25年5月1日現在（育成環境課調）

## ○規模別実施状況

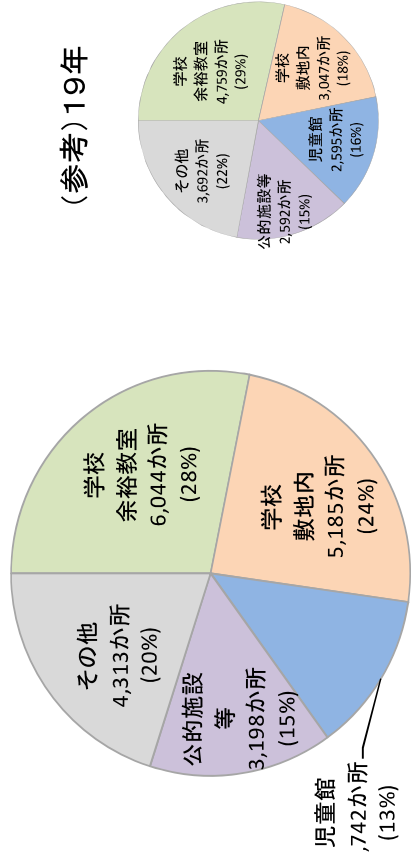
登録児童数の人数規模別で見ると、45人までのクラブが全体の約65%を占める。



※19年調査では、36人~70人の内訳は把握していない

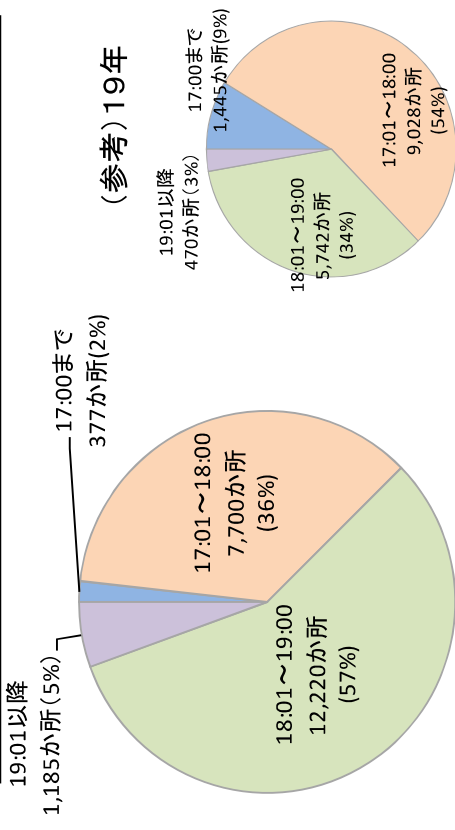
## ○設置場所の状況

設置場所では、学校の余剰教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約24%、児童館が約13%であり、これらで全体の約65%を占める。



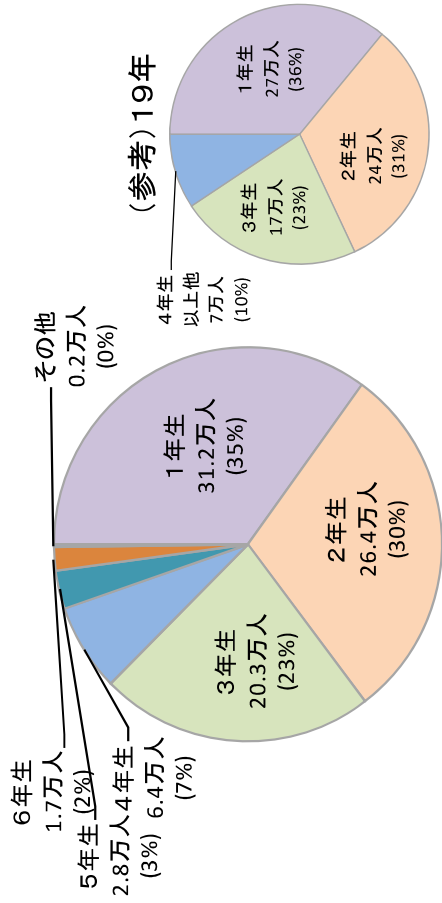
## ○終了時刻の状況（平日）

18時を超えて開所しているクラブが全体の6割を占める。



## ○登録児童の学年別の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約9割を占める。



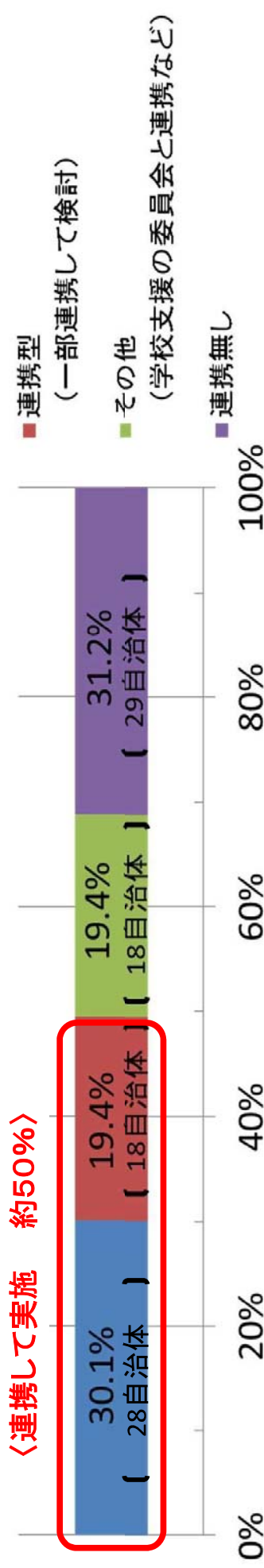
# 放課後子供教室と放課後児童クラブの連携状況①

## 【都道府県レベルの連携】

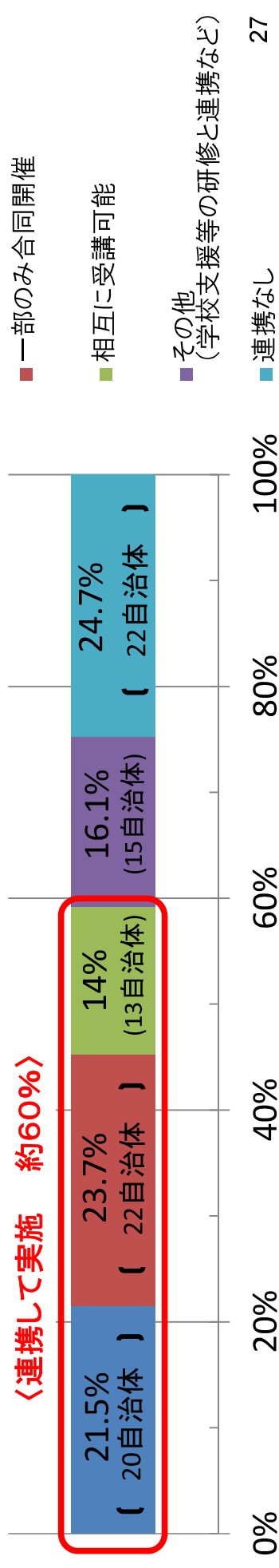
(「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」事業計画画書より集計 (H25.10 現在))

N=93

### ○推進委員会の連携状況



### ○研修の連携状況





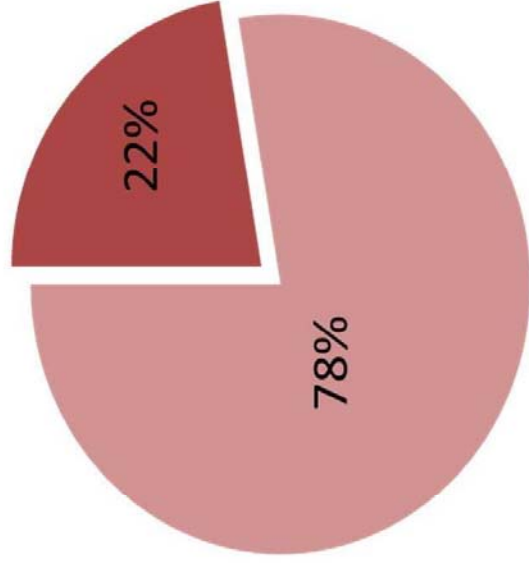
# 放課後子供教室と放課後児童クラブの連携状況②

(「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」事業計画画書より集計(H25.10現在))

## 【市町村レベルの連携】 N=1,010

○「放課後子どもプラン」として事業計画を策定しているか

■ 策定している ■ 策定していない

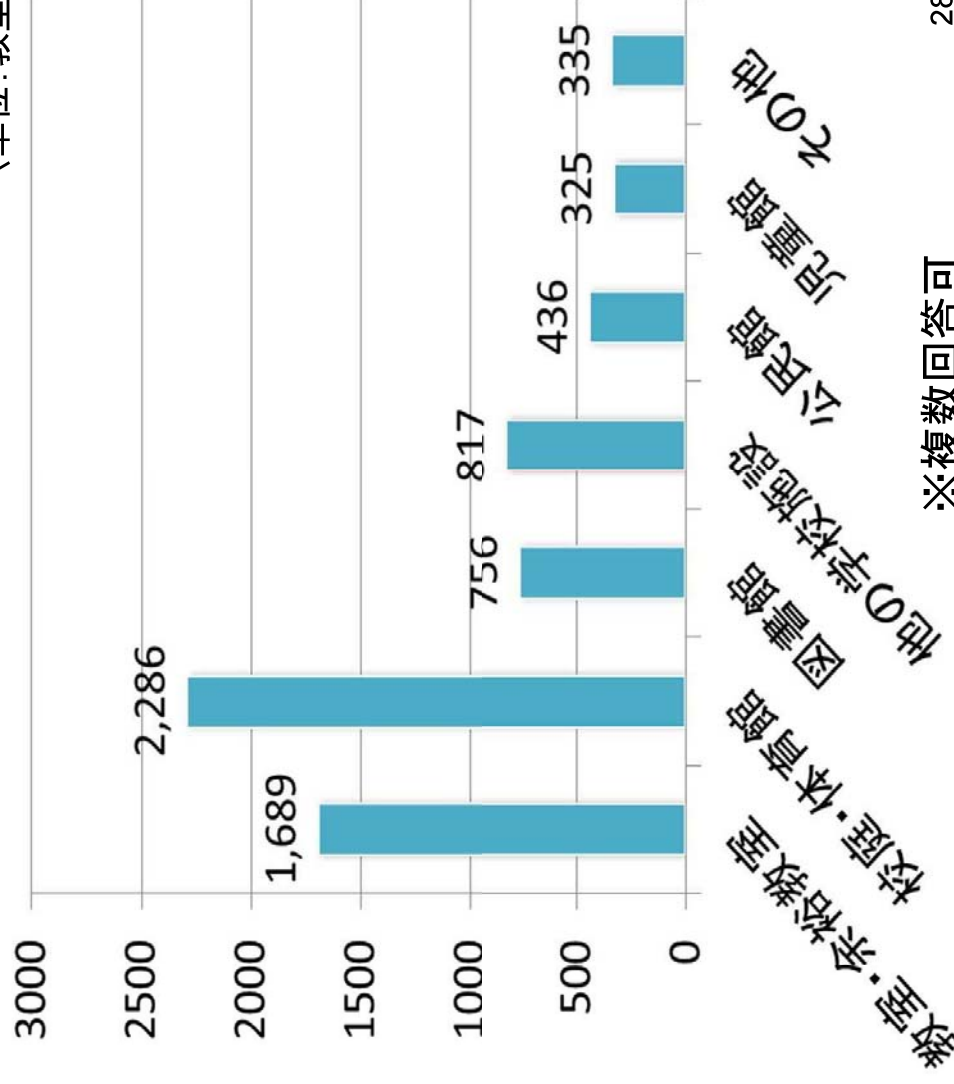


策定している	策定していない
225市町村	785市町村

## 【各教室レベルの連携】 N=10,376

○放課後子供教室と放課後児童クラブとで共有して活動している場所

〈単位:教室〉



※複数回答可

# (参考資料) 千葉市「空き教室等を活用した子どもルームの整備に係る協定書」

## 空き教室等を活用した子どもルームの整備に係る協定書

市長（以下「甲」という。）と千葉市教育委員会（以下「乙」という。）とは、空き教室及び余裕教室を活用した子どもルームの整備に関し、次のとおり協定を締結する。

### (基本的合意)

第1条 子どもルームの新規整備、増設、移転、一般ルーム化等（以下「整備等」という。）に当たっては、学校教育に支障が生じない限り、第一に空き教室及び余裕教室の活用を基本とする。この場合、原則として学校と子どもルームとの管理区分を物理的に別にすることなく、互いの協力に基づいて、一般ルームとして運営するものとする。

### (教育財産の取扱い)

第2条 子どもルームの整備に当たった教育財産の取扱いについては、子どもルームとして使用する教室について、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 空き教室 財産移管 目的外使用
- (2) 余裕教室 目的外使用
- 2 空き教室及び余裕教室の定義については、千葉市学校施設有効活用検討委員会が平成9年8月に報告した「余裕教室活用の基本的な考え方」に定めるところによる。
- 3 空き教室及び余裕教室の区分は、子どもルーム整備の協議をした時点でのものとする。

### (校舎の区分、管理)

第3条 校舎の区分は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 学校専用エリア（主として学校の児童・教職員等が使用するエリア）
- (2) 子どもルーム専用エリア（主として子どもルーム利用児童・指導員等が使用するエリア）
- (3) 共用エリア（学校の児童・教職員等と子どもルーム利用児童・指導員等とが共用して使用するエリア）
- 2 施設・設備の維持管理等については、子どもルーム専用エリアは甲が、学校専用エリア及び共用エリアは乙が行うものとする。
- 3 警備については、子どもルーム専用エリアは甲が、学校専用エリアは乙が責任を負うものとする。共用エリアは原則として乙が責任を負うが、子どもルームだけが開設している場合については、甲が責任を負う。

### (学校既存設備の利用等)

- 第4条 子どもルームの整備等に当たっては、子どもルーム利用児童・指導員等が使用するトイレ、洗面所等については、できる限り新設することなく、学校に既にある設備を利用するものとする。
- 2 子どもルーム利用児童・指導員等が使用する出入口については、子どもルーム専用エリアまたは共用エリアに設置するものとする。

### (事故等に係る責任の範囲)

第5条 子どもルーム専用エリア、共用エリアにかかわらず、子どもルームの開設時間及び児童の登所・降所に要する時間において、子どもルーム利用児童に事故があった場合又は子どもルーム利用児童及び指導員等に起因する事故があった場合は、甲が責任を負う。

### (光熱水費等の負担)

第6条 子どもルーム運営に係る電気・ガス・水道料金及び下水道使用料については、甲が負担する。

### (教室不足により学校教育に支障が生じる場合の対応)

第7条 児童数の増加等により教室不足のおおそれが生じ、余裕教室の返還を受けないと学校教育に支障が生じると判断される場合、乙は甲に速やかに通知し、協議するものとする。

2 前項の協議の結果、甲、乙双方が合意した場合には、速やかに移転先を確保し、子どもルームとして使用していた余裕教室を返還するものとする。返還に当たっては甲の責任で原状回復を行うものとする。

### (個別協議)

第8条 前各条の規定は原則的のものであり、具体的な事例に当たっては個別に協議するものとする。

### (疑義等があった場合の対応)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成22年3月15日

甲 千葉市長 熊谷俊人

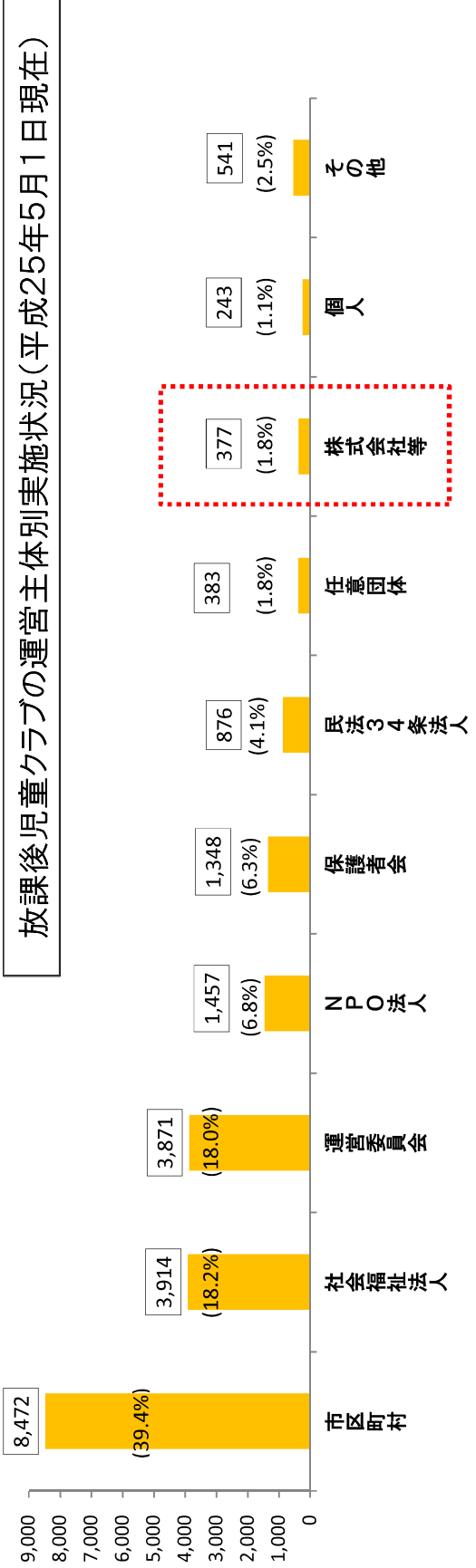


乙 千葉市教育委員会



# 企業が実施する高付加価値型の学童保育について

- 放課後児童クラブは、民間企業を含む多様な運営主体により実施されている。
- 企業が実施する高付加価値型のサービス(英会話、ダンスなど)についても、本来事業に付加する事業として実施することは妨げない。
- 企業参入による事業の提供体制の整備についても、地域の実情に応じて必要。



Q: 放課後児童クラブにおける通常の活動内容の一環ではないが、保護者や本人の意向により、通常の活動に加えて塾やピアノ教室等を実施する場合、当該経費について国庫補助の対象として差し支えないか。

A: 放課後児童クラブにおける通常の活動内容に加えて、保護者や本人の意向により特別な活動内容(塾、ピアノ教室等)を実施することは差し支えない。  
 なお、この場合の特別な活動は、利用児童全員を対象とするものではなく、特定の児童を対象とした固有のニーズであることから、当該経費について国庫補助の対象とはならず、実費徴収により対応することが適当。  
 また、このような特別な活動を同一の建物内で実施する場合には、通常の活動(遊び、宿題など)を行っている児童の妨げにならないよう、特別活動を実施するための専用スペースを確保するとともに、通常の活動を実施している生活スペースと設備(出入り口やトイレ等)を別にするなど配慮すること。

# 企業が実施する高付加価値型の学童保育の事例

## ■事例：ウィルキッズフィールド戸田(戸田市) ※国庫補助を受給しているクラブ

- ・設置主体・運営主体・・・株式会社 グローイングアップ
  - ・利用時間……………(平日)放課後～21:00 (土・長期休み)7:30～21:00 ※7:30～8:00、19:00～21:00は延長保育
  - ・料金体系……………基本料金(月～土 放課後児童クラブ分) 5,500円/月 ※19:00～21:00は延長料金発生
  - ・コース内容……………【コース内容】①習字(月3回)2,500円/月 ②英語(月4回) 5,500円 ※国庫補助対象外事業  
【提携で行うもの】①ジェクサースイミングスクール(月曜) ※入会金等免除、送迎有り
  - ・その他……………②公文(火・金曜) ※送迎有り
- ※その他の……………コースについては、放課後児童クラブの児童以外の児童が通うことも可能。

## <活動プログラム例>

	月	火	水	木	金	土
放課後～	学童保育	学童保育	学童保育	学童保育	学童保育	学童保育
17時頃～	学童保育 スイミング	学童保育 公文	学童保育 習字	学童保育 英語	学童保育 公文	学童保育
19～21時	延長保育 (希望者のみ)					

## ■事例：学童保育「じゃんぷ」(戸田市) ※国庫補助を受給しているクラブ

- ・設置主体・運営主体……………NPO法人 子ども支援ホーム
- ・利用時間……………(平日)放課後～20:00 (土曜日)7:30～19:00 (長期休暇期間)7:30～20:00
- ・料金体系……………※7:30～8:00、19:00～21:00は延長保育
- ・プログラム内容……………基本料金(月～土 放課後児童クラブ分) 5,500円/月 ※19:00～20:00は延長料金発生
- ・プログラム内容……………1プログラム分 1プログラム無料～5,500円/月(プログラム内容による) ※国庫補助対象外事業
- ・1日の流れ……………漢検練習(月曜)、英語(火曜)、脳トレ・ニング(水曜)、習字(隔週木曜)、ダンス基礎(金曜)、国語・算数教室(土曜)、サッカー(日曜)
- ・その他……………(平日)放課後～ 下校・宿題 → 16:00～おやつ・外遊び → 17:00～ 各種プログラム → 20:00 閉所
- ・その他……………送迎制度有り(有料)。 プログラムについては、放課後児童クラブの児童以外の児童が通うことも可能。



---

## 子どものための教育・保育給付の量の見込と確保策

---



1 子ども・子育て支援事業に係る確保方策と平成27年度在籍児童数の比較表

○1号認定(教育標準時間・3歳以上の利用)

摘要・年度		H27	H28	H29	H30	H31	
計画	量の見込み①	160	160	160	150	140	
	確保方策②	認定こども園・幼稚園	155	155	155	155	155
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	②-①	-5	-5	-5	5	15	
実績	摘要・平成27年度4月1日・1月1日	4.1	1.1				
	在籍児童数③	140	156				
	確保状況④	認定こども園・幼稚園	157	157			
		確認を受けない幼稚園	0	0			
	④-③	17	1				

○2号認定(3歳以上の利用)

摘要・年度		H27	H28	H29	H30	H31	
計画	量の見込み①	290	280	270	260	260	
	確保方策②	認定こども園・幼稚園	2	2	2	2	2
		保育所	278	278	273	273	268
	②-①	-10	0	5	15	10	
実績	27年度4月・1月の利用状況	4.1	1.1				
	在籍児童数③	315	316				
	確保状況④	認定こども園・幼稚園	0	0			
		保育所	285	285			
	④-③	-30	-31				

うち市外      21      19

○3号認定(1・2歳の利用)

摘要・年度		H27	H28	H29	H30	H31	
計画	量の見込み①	190	180	180	180	175	
	確保方策②	認定こども園・幼稚園	50	50	50	50	50
		保育所	160	160	160	160	155
	②-①	20	30	30	30	30	
実績	27年度4月・1月の利用状況	4.1	1.1				
	在籍児童数③	203	246				
	確保状況④	認定こども園	49	49			
		保育所	160	160			
	④-③	6	-37				

うち市外      21      39

○3号認定(0歳の利用)

摘要・年度		H27	H28	H29	H30	H31	
計画	量の見込み①	60	60	50	50	45	
	確保方策②	認定こども園・幼稚園	8	8	8	8	8
		保育所	52	52	47	47	47
	②-①	0	0	5	5	10	
実績	27年度4月・1月の利用状況	4.1	1.1				
	在籍児童数③	21	75				
	確保状況④	認定こども園	9	9			
		保育所	42	42			
	④-③	30	-24				

うち市外      3      9

2 月別出生人口調べ (住民基本台帳より)

年 月	出生(人)
平成22年4月	8
平成22年5月	6
平成22年6月	17
平成22年7月	14
平成22年8月	19
平成22年9月	8
平成22年10月	10
平成22年11月	19
平成22年12月	6
平成23年1月	17
平成23年2月	14
平成23年3月	14
<b>22年度 計</b>	<b>152</b>
平成23年4月	6
平成23年5月	7
平成23年6月	6
平成23年7月	14
平成23年8月	10
平成23年9月	17
平成23年10月	6
平成23年11月	15
平成23年12月	16
平成24年1月	9
平成24年2月	17
平成24年3月	13
<b>23年度 計</b>	<b>136</b>
平成24年4月	10
平成24年5月	15
平成24年6月	13
平成24年7月	15
平成24年8月	15
平成24年9月	5
平成24年10月	12
平成24年11月	7
平成24年12月	10
平成25年1月	14
平成25年2月	9
平成25年3月	10
<b>24年度 計</b>	<b>135</b>

年 月	出生(人)
平成25年4月	16
平成25年5月	13
平成25年6月	8
平成25年7月	16
平成25年8月	8
平成25年9月	5
平成25年10月	17
平成25年11月	11
平成25年12月	9
平成26年1月	11
平成26年2月	13
平成26年3月	14
<b>25年度 計</b>	<b>141</b>
平成26年4月	7
平成26年5月	3
平成26年6月	16
平成26年7月	10
平成26年8月	10
平成26年9月	12
平成26年10月	15
平成26年11月	9
平成26年12月	12
平成27年1月	10
平成27年2月	8
平成27年3月	18
<b>26年度 計</b>	<b>130</b>
平成27年4月	14
平成27年5月	10
平成27年6月	11
平成27年7月	11
平成27年8月	15
平成27年9月	13
平成27年10月	10
平成27年11月	10
平成27年12月	7
平成28年1月	
平成28年2月	
平成28年3月	
<b>27年度 計</b>	<b>101</b>

3 阿久根市子ども・子育て支援事業計画の検証

○ 1号認定こどもについて

ニーズ量については、在籍児童数と比較し、1号認定こども(認定こども園・幼稚園を希望する2号認定こどもを含む。)については、在籍児童数がやや少なくなっている。

ただし、年度途中入園児童数を考慮し、確保方策については、平成28年度以降の変更をせず、現計画どおりとする。

○ 2号認定こどもについて

ニーズ量については、在籍児童数が上回ってはいるが、広域入所児童数を考慮し、確保方策については、平成28年度以降の変更をせず、現計画どおりとする。

○ 3号認定こどもについて

ニーズ量に対し、4月1日現在は少ないが、年度途中入所が増加するため、ニーズ量及び確保方策については、出生者数の推移をかんがみ、平成28年度以降の変更をせず、現計画どおりとする。



---

## 子ども・子育て支援事業の取組状況に ついて

---



## 議事 4 子ども・子育て支援交付金事業について

市町村子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される事業で、国 1 / 3，県 1 / 3，市町村 1 / 3 が子ども・子育て支援交付金として以下の事業を支援するものである。

### 1 利用者支援事業

子どもとその保護者，または妊娠している方の身近な場所で，教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行ない，関係機関等との連絡調整等を実施する事業

#### ○ 本市の実施状況

未実施

#### ○ 今後の検討について

現在まで子育て支援事業関連の情報提供，相談業務については，庁内の関係所管係において行っている。また，子ども・子育て支援事業計画においては，保育・教育提供区域については先の子ども子育て会議において市内一円としたことや今後の児童数の推移を考慮し，本事業については，当分の間市の所管により運営しようとする。

### 2 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて，通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において，認定こども園，保育所等において保育を実施する事業

#### ○ 本市の実施状況

市内の保育・教育施設（私立保育所 6 か所，公立保育所 1 か所，認定こども園 2 か所）すべてで実施中。なお，私立保育所 1 か所については，自主事業として実施。

#### ○ 今後の検討について

現在の教育・保育施設において継続して実施する。

### 3 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して，特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品，文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等を助成する事業。

#### ○ 本市の実施状況

同事業の国の実施要項にしたがい，生活保護世帯等を対象に本年度から実施。

- 今後の検討について  
継続して実施する。

#### 4 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

- 本市の実施状況

未実施

- 今後の検討について

本市については、現在まで待機児童がなく、ニーズ量に対する確保方策についても、市内の教育・保育施設において対応できることから、当分の間は事業実施の予定はない。

#### 5 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

- 本市の実施状況

市内7小学校区に8クラブを設置し委託事業として実施中である。

平成27年9月から尾崎小学校のクラブ利用のため、山下児童クラブへの送迎事業を開始した。さらに、平成28年度からは尾崎小学校のクラブ利用希望が増えることに伴い、尾崎児童クラブを開設予定である。

また、平成28年5月から、第2阿久根学童クラブの施設の老朽化に伴い、利用施設については、NTT阿久根ビルの事務所移転を予定している。

- 今後の検討について

子ども・子育て会議に放課後子供部会を設置し、総合的な放課後対策について協議を進めていく。

#### 6 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。

- 本市の実施状況

平成27年度から事業実施。なお、現在まで実績はなし。

- 今後の検討について

継続して実施する。

## 7 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を民生委員等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

### ○ 本市の実施状況

民生委員及び保健師による事業を実施中。昨年度は130件の訪問を実施した。

### ○ 今後の検討について

保護者の同意を得ての訪問となっているが、連絡がつかず、保健師の訪問のみとなっているケースもある。また、地域の子育てサロンにつながる親子もある。

訪問者が母子とコミュニケーションをとりやすくするような媒体を用意するなど、事業内容を検討する。

## 8 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

### ○ 本市の実施状況

**未実施**

健康増進課保健予防係を主管とし、通常の子育て支援事業として、必要なニーズに対する全ての訪問事業を市単独事業として実施。（交付金対象事業とはしていない。）

### ○ 今後の検討について

訪問対象となる家庭の個別的な問題が深刻化しており、専門相談員等を設置し、補助事業としての実施の検討が必要である。なお、事業実施についての課題としては、専門相談員の育成、助産師等の人材確保等があげられる。

## 9 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関の連携強化を図る取組を実施する事業

○ 本市の実施状況

未実施（補助事業として）

要保護児童対策協議会代表者会議及び実務者会議において、関係機関との協議・連携を図っていくこととし、当分の間は市の単独事業として実施を継続する。

○ 今後の検討について

実務者会議の充実を図り、関係機関の情報共有を密に行っていくことが必要である。また、専門的知識の習得のため、虐待対応の研修等に積極的に参加していく。

10 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

○ 本市の実施状況

市内の保育・教育施設6か所で実施中。

○ 今後の検討について

確保方策としては、ニーズ量に対し、充足されているため、現状で継続する。

11 地域子育て支援拠点事業

子育て環境が大きく変化するなかで、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感、不安感の増大等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

○ 本市の実施状況

本市直営事業としてみなみ保育園、委託事業としておりた保育園の2箇所地域子育て支援拠点を設置し、事業実施をしている。

平成26年度については、おりた保育園が延べ853人、みなみ保育園が248人、その他で440人が参加している。

○ 今後の検討について

ニーズ量と確保策において充足されていることから、今後も2箇所を実施を継続する。また、療育支援が必要と思われるケースで、集団が苦手などの理由で参加できない親子へのアプローチが課題である。

## 1 2 病児保育事業

こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に対応するため、病院・保育所等において病気の児童の一時的保育や保育中に体調不良となった児童への緊急対応等により安心して子育てができる環境を整備する事業

### ○ 本市の実施状況

未実施

### ○ 今後の検討について

ニーズが高い事業であるが、現在まで未実施の事業である。過去に医療機関等との意見交換も行っているが、保育児に必要な施設整備の必要性、病児保育事業費のコスト及び看護師による人員配置等の課題もあり、未だ実施には至っていない。

平成28年度の厚生労働省予算（案）については、広域利用及び病児保育施設整備（保育所等）について事業としての改善があることから、実施に向けては病院・保育施設との連携を進めながら、平成31年度までの事業実施を図ろうとするものである。

また、訪問型病児・病後児保育事業についても、鹿児島市等で事業を展開している例もあることから、検討を進めたい。

## 1 3 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

### ○ 本市の実施状況

未実施

### ○ 今後の検討について

子ども・子育て支援事業計画にもあるように、平成15年度に試験的に実施しましたところであるが、会員数が少なかつたために、事業としての成立が難しいという課題が存在する。

今後のニーズが高まりにより、実施を検討することとする。





事務局資料 近隣自治体の実施状況

	出水	伊佐	薩摩川内	長島	本市
利用者支援	×	○	×	×	×
延長保育	○	○	○	○	○
実費徴収	×	○	○	×	○
多様な事業者	×	×	×	×	×
放課後児童健全育成	○	○	○	○	○
子育て支援短期	○	○	○	×	○
乳児家庭全戸訪問	○	○	○	×	○
養育支援	○	×	○	×	×
子どもを守る	×	×	×	×	×
一時預かり	○	○	○	○	○
地域子育て拠点	○	○	○	×	○
病児保育	×	○	○	×	×
ファミサポ	○	×	○	×	×